

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会 報

地域と農業

第 141 号

Apr. 2026

Spring

特 集 みどり戦略に対応した新しい農業の潮流
第7回 有機農業の技術と経営：到達点と課題

レポート 令和7年度に本格運用となった新たな農地施策について

研究報告 令和7年度農業総合研修会
「令和米騒動の要因分析と今後の対策」



北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。
私たちは、農業機械・自動車・燃料・電気などの事業を通じて
日本の食料基地北海道の営農ライフラインを支えます。



株式会社

ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号
☎011(892)1551 FAX011(891)1339

- 岩見沢支店／岩見沢市4条東15丁目3番地 ☎0126(22)4421
- 旭川支店／旭川市永山2条13丁目1番28号 ☎0166(48)1181
- 稚内営業所／稚内市声間4丁目26番12号 ☎0162(26)2111
- 網走支店／網走市字呼人382番地 ☎0152(48)2115

明日の農業を包む



ホクレン包材株式会社

代表取締役社長 金田 篤

本社／札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17F

TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394

工場／雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1

旭川営業所／旭川市永山北2条7丁目8番30号

帯広営業所／帯広市西19条南1丁目7番地11

<http://www.hokuren-houzai.co.jp>

地域と農業 Vol.141

表紙写真：道の駅あびら
D51ステーション
写真提供：安平町



目次

- 2 **観察** 困り込みー牧畜と農業のさかいめー
一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 坂下 明彦
-
- 5 **特集** みどり戦略に対応した新しい農業の潮流 第7回
「有機農業の技術と経営：到達点と課題」
愛媛大学 名誉教授
東北農林専門職大学 教授 胡 柏
-
- 12 **レポート** 令和7年度に本格運用となった新たな農地施策について
公益財団法人 北海道農業公社 農地中間管理本部
-
- 19 **研究報告** 令和7年度農業総合研修会
「令和米騒動の要因分析と今後の対策」
岐阜大学 名誉教授
日本国際学園大学 経営情報学部 教授 荒幡 克己
-
- 36 **シリーズ** 未来の北海道農業を担う農業高校 第6回
北海道剣淵高等学校
-
- 41 **エッセイ** 農業を憧れの職業に
株式会社 キューブコーポレーション ディレクター 本間 美香
-
- 46 **連載** わがマチの自慢 No.43 安平町
一般社団法人 北海道地域農業研究所 特別研究員 瀬川 辰徳
-
- 52 **地域農研NOW** ～令和7年度事業の報告を終えました～
-
- 54 人事異動・編集後記

みる
観察

囲い込み

— 牧畜と農業のさかいめ —

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所長 坂下 明彦

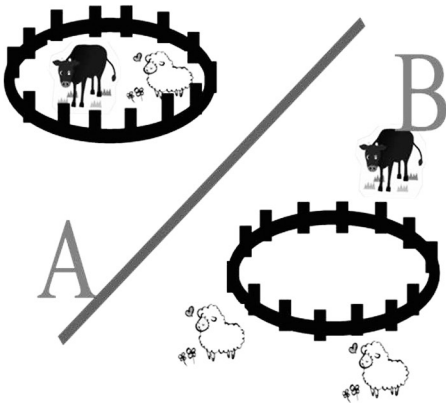
囲い込みというと、中学校の歴史で習うエンクロージャーを思い浮かべる方が多いであろう。トマス・モアは著書『ユートピア』の中で、羊毛生産のための大規模牧羊業者が囲い込みを行い、農民が追い出された様子を「羊が人間を喰う」と表現した。

これが頭にあるひとに次のような質問をするとどうだろう。「ここに牧柵があります。ヒツジ君は柵のどちら側にいますしょう。A：柵のなか、B：柵の外」。

写真は中央アジアのキルギスで見かけた風景である。この時、一緒にいた仲間と同じ質問をした。答えはA、Bバラ

バラ。そこで馬に乗って通りかかったおじさんに聞いた。「この柵は何のためにあるのでしょうか、ヒツジは柵のどちら側にいることになるのでしょうか?」「何言ってるんだ、ヒツジは外に決まってるだろう! 秋まで草を確保しておくために囲ってるんだから」。そう、答えはB。私はほくそ笑んだ。日本で歴史を学んだひとは、みんな騙されてきたのだ。

この牧柵は二つの文化の境目である。柵の中にヒツジがいるのが農耕文化、外にいるのが牧畜文化なのである。農耕地帯ではヒツジを囲い込む必要がある。畑を荒らされたら大変だし、家畜は貴重だ



2017. 09. 05 キルギス・イシククリ州 坂下撮影

から盗難防止の意味もある。畑を耕す人間が主人公であり、家畜は従属的だ。農耕とは arable land、家畜で起こすのだ。

かたや牧畜文化では家畜が主人公である。家畜は群れて我が物顔。ここでは植えるものは個人のもの。だから囲い込んで家畜から守る。中央アジアなどの旧遊牧地帯がその典型である。ここの土地は pasture。私は週末には栗山町に住んでいるが、町の農業振興公社は農家の出役で南北九〇kmに及ぶ鹿柵を張り巡らせた。これこそが囲い込み、増え続ける鹿から栗山の農地を守っているのである。もっと大きく言えば、万里の長城。遊牧民に対し農耕民族が、北側半分だけが宇宙から見えるスケールで囲い込みをしたものである。さほど囲い込みとは文化の垣根をなすのである。

では、最初にもとってヨーロッパの「囲い込み」とはいったい何だったのか。日本ではこの「囲い込み」は二つの全く異なったものとしてとらえられてきた。

ひとつは、冒頭の「ヒツジがひとを喰う」である。これはイギリスの第一次エングロージャーについて述べたものである。羊を飼うために農家を農地から締め出す様子は、カール・マルクス『資本論』の「資本の本源的蓄積」の章で、直接的生産者の生産手段＝農地からの剥奪の具象として引用されている。封建制から資本主義への移行は牧歌的なものではなく、農家が農地から引きはがされて無一文となり、勃興する工場の労働者になるひとつの契機となったのである。ここでは、柵の中の土地は近代的な所有であり、排他的な独占として「柵」がある。経済学一般の議論であり、上級・下級所有権にわかれていた封建的な所有権が、上級所有権による横領により近代的な所有権として確立したことを示している。

もうひとつは、農用地の利用にかかわる議論である。封建制は村落共同体による土地利用に乗っかる形で形成されていた。西ヨーロッパと日本にみられる「自

治村落」(斎藤仁)である。この村落共同体的農地利用に対し楔を打ち込むのが囲い込みなのである。

それでは西ヨーロッパの村落共同体的土地利用とはどのような構造だったのだろうか。図1は、ユーラシア大陸における土地利用の形態を、仮説的に五つに区分して示したものである。このうち、

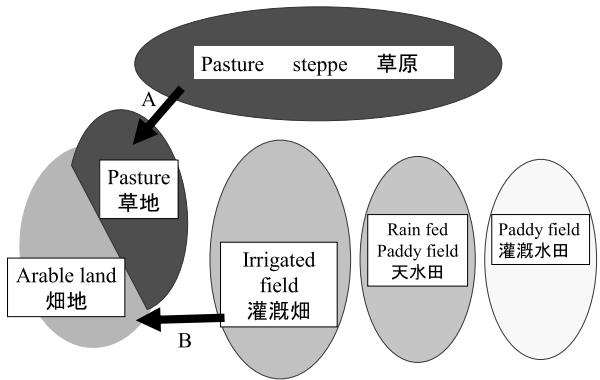


図1. ユーラシア大陸における土地利用区分 (試論)

アジアの天水田と灌漑水田については、これまで二回にわたってその内容を検討した。

図1の左端に位置する西ヨーロッパでは、土地利用は草地と畑地から構成されており、隣接する二つの土地利用形態の影響を受けている。ひとつはAの中央アジア北部を走る草原地域であり、もう一つはBの中央アジア南部のオアシス群の先にある西アジアの灌漑畑である。ともに乾燥地帯に位置している。

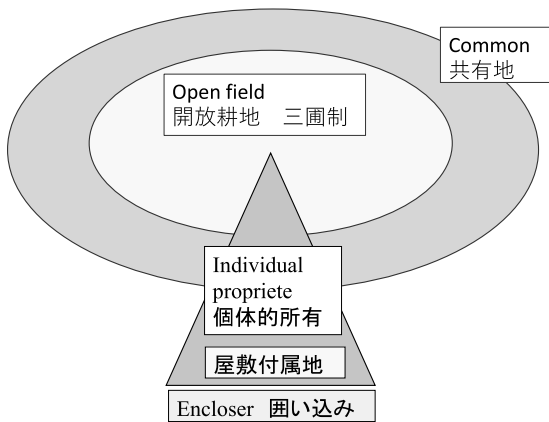
しかし日本では、この共同体的土地利用の起源はBのみを重視した一九六七年出版の飯沼二郎『農業革命論』が現在でも通説扱いされている。三圃制の形成が焦点とされ、その経路は西アジアの二圃制・灌漑（家畜と犁）の体系が地中海に伝播して非灌漑 Dry Farming 化され、それが北西ヨーロッパに導入された時に三圃制に転化したとされる。春播きに対応した雨量の存在がそれを可能にし、逆に雑草対策の必要から休閒除草が行われた

としている。だが少雨地帯での除草が農法の核心をなす点には疑念が生ずる。家畜は役畜と糞畜としてのみ評価されている。農耕史観なのである。

しかし、忘れられたBの草原からの影響を考え、家畜の視点を導入すると、土地は三つの区分、すなわち共有地、開放耕地、屋敷付属地から構成され、これは家畜行動の制限の序列を示している。屋敷付属地は開放耕地のなかの集落にあり、囲い込まれることで大家畜の侵入を防いでいる。共同体の中であって個体的所有が確立されている。共有地は当然、家畜の世界である。開放耕地も三圃制による土地利用が行われているが、夏作と冬作の圃場では収穫後は家畜が放たれ、休閒地は家畜の世界である。家畜に穀物を喰い荒らされないためには栽培期間の規制が行われていた（耕地強制）。

エンクロージャーとは三圃制のなかに打ち込まれた個体的所有という楔を拡大する過程であり、家畜を排除する過程

だったのである。こうして、家畜の空間は消滅し、家畜の舎飼いが飼料生産という土地利用の変化をもたらす、農業革命の技術的基礎とされた。羊が人間を駆逐したのは一部の現象であって、人間（個体的所有）が家畜の自由と共同体的土地利用を駆逐したのである。こう考えると、近年のコモンスの復権は、家畜の舎飼いからの開放を伴うことになる。



北西ヨーロッパ:エルベ以西、非地中海地域

図2 北西ヨーロッパにおける土地利用の概念図

みどり戦略に対応した新しい農業の潮流

第七回

有機農業の技術と経営…到達点と課題

愛媛大学 名誉教授
東北農林専門職大学 教授

胡 柏

農業を産業分野の一つと位置付け、産業発展を市場規模あるいは売上で捉えるならば、有機農業の進展、つまり生産物売上ベースの産業規模は、①取組農家数、②一農家当たり取組面積、③単収、④生産物単価の四つに分けて把握することができる。①は経営体、②は経営力、③は技術力、④は市場条件をそれぞれ表し、これらから世界や国内の有機農業を概観すれば、有機農業を加速させるために必要なものが見えてくる。

一 有機農業の現段階：世界と日本

一九九〇年代以降、世界の有機農業は取組面積や市場規模とも大きく拡大してきた。FiBL&IFOAM(二〇二五)の統計

では、一八八か国(含施政権を有する地域)で四二〇万人の有機農業者が九、八八七万haの有機農業を行っている。二〇〇〇年以降、有機農業の面積は六・六倍、有機食品市場は一倍拡大し、有機農業面積の割合は統計国・地域平均で二・一％に達している。国別には、農地面積の一〇％以上に達した国が二か国以上。

作物別には、驚くべき進展が報告されている。穀物平均の有機面積比は〇・八％と少ないが、一〇％以上の国は五か国、先頭を走るオーストリアは一八％になっている。野菜は、統計国・地域平均の一％に対して、デンマークの四〇％をはじめ、一〇％以上の国は一五か国ある。有機農業の取組が困難とみられる熱帯・亜熱帯果樹も一五か国を数える。果樹分野の取組は、旺盛な需要と付加価値の高さに支えられ、有機農業全体を大きく上回る伸びを示している。

欧米の一部の国では、これまでの有機認証に加え、新たな認証の動きも現れている。一つは有機認証＋フェアトレードのようなダブル認証、もう一つは、より高水準の有機認証である。後者には、「本物の有機認証」(The Real Organic Project) や「環境再生型有機認証」(Regenerative Organic Certification) が注目され、土壌健康、牧草地飼育、社会公正等の要件が加えられている。日本で近年注目されている参加型保証システム(PGS)も動きの一つであるが、九割以上の認証実績はインドが占め、広がりは見られない。PGS導入の可否を検討する際に留意すべき点である。

日本では、有機農業の認証実績が少ないものの、認証を受けていない取組がかなりある。農林水産省によれば、二〇二五年現在、有機認証を受けた農業経営体は四、〇七五件、二〇一〇年の三、八一五件とさほど変わらず、二〇〇五年の四、六三六件よりむしろ減っている。認証面積は二万一、八二五haで、二〇一〇年の九、〇八四haより倍増している。認証面積の増加は取組の広がりによるのではなく、主に認証農業者一件当たり面積の増加によってもたらされている。他方では、二〇二〇年農業センサスにおいて有機農業に取り組む経営体は六万九、三〇九件、販売農家数の六・四%、有機作付面積は一・一五五、二六九ha、作付面積の三・六%を占める結果を示している。精査が必要な自己申告の結果であるが、認証実績を大

表 1 有機農業に取り組む経営体の有機農業転換率

有機 転換率 (%)	経営体 (件, %)	経営耕 地面積 (ha, %)	有機栽 培面積 (ha, %)	1経営体当たり面積:ha			
				経営耕地面積		有機栽培面積	
				平均	最大	平均	最大
A: 2020農業センサスデータ							
計	69,309	269,748	115,269	3.89	665	1.66	500
100	38.4	20.4	39.0	2.06	372	1.69	500
75~99	15.0	11.7	22.3	3.05	239	2.47	200
50~74	13.5	11.7	16.2	3.36	665	2.00	400
25~49	13.8	15.4	13.3	4.36	457	1.61	120
<25	19.4	40.9	9.1	8.21	479	0.78	91
B: 農林水産省有機農業統計							
0.51	3,945	-	21,815	-	-	-	-
0.80	-	-	34,500	-	-	-	-

注: 1) A欄は2020年農業センサス個表データ、B欄は農林水産省「有機農業をめぐる事情」(2025.7)による。

2) B欄上段は有機JAS認証実績、下段は未認証を含む実績。

きく上回る取組が現場で蓄積されていることは間違いない。

全国平均の有機農業転換率が1%未満であるの対して、有機農業経営体の七割が農地面積の半分以上を有機農業に転換している。農法転換に意欲的な農業者は益々有機農業に邁進し、そうでない農業者は洪々と動かないという対照的な動きである(表1)。農法転換の課題はまさにここにある。有機農業において50ha以上経営体(220件)の六割があと四〜五年もすれば後継者がいなくなるという実態もあり、慣行農業と同様の課題を抱えている。

二 事例にみる有機農業の技術と経営

2020年農業センサスで把握した約六万九千件の個票データを分析したところ、有機農業の取組はすべての都道府県、農業経営形態、食用作物に存在し、10数haから500haの経営が多数みられた。実態調査では、慣行栽培に遜色ない収量、収益を上げている取組、優れた技術と経営が評価され各種コンクールで受賞し、「匠」と称される経営が多数あることも確認されている(胡、2022)。有機農業の現場で多様な経営形態や栽培条件に適した技術と経営が蓄積されていることは明白である。

愛媛県今治市で有機稲作・野菜の複合経営を行うN氏(水稲三・

五ha、野菜約1ha)は、有機JAS適合農薬を使わずに地域平均ほどの収量を上げている。収量、収益を確保する手法の一つとして、まず周年栽培の作付体系が挙げられる。二月から五月までにジャガイモ、里芋、きゅうり、ネギ、六月から年末にかけて水稲、ごぼう、ニンジン、ジャガイモ、ニンニク、大根、ホウレンソウ、小麦、玉ねぎ等を順次栽培する。収穫時期が重なる作物を三作までとし、過重労働の回避と恒常的な収入の確保を果たしている。

土づくりや肥培管理の作法として、①乾燥鶏糞、緑肥(ヘアリーベッチ)等炭素/窒素比(C/N比)の低い有機質肥料と、燐炭米糠、ペレット、苦土石灰、カキ殻石灰、食酢、にがり等ミネラル・酵素資材等を使っている。必要な可給態養分の確保と病害の少ない作物づくりの両方を重視した肥培管理である。水稲の防除として20cm以上のポット苗づくり、疎植、鶏糞・もみ殻燻炭を配合した米糠ペレット使用、10〜20cmの深水管理が大きな特徴である。米糠、もみ殻、深水管理を併用した雑草対策は、顕著な抑草効果を発揮している。

N氏の集約的有機農法とは異なり、山形県のI氏(約8ha)、K氏(約15ha)、秋田県のKM氏(15ha)は、無肥、少肥の有機稲作を行っている。面積規模が小さく大きな収量低減を回避しなければならぬ西南日本の小規模有機農業と、収量の低下分はあ

る程度、面積でカバーできる東北地域の比較的大きな有機農業との違いを見ることができる。

農林水産省が定めている水稻移植栽培の施肥基準は一〇a当たり八〜一二kgであるのに対して、I氏は、少肥タイプで窒素元肥一・四kg、追肥

二・八kgとなっている。無肥、少肥にこだわる理由は病害を減らすためと、無肥、少肥の有機米に対する需要があるためである。農法の抛り所は、伝統農法の基本を重んじる民間稲作研究所の自然栽培法であり、合鴨ロケット等省力的な除草技術も導入されている。無肥栽培の反収は約六俵、少肥栽培は六・五俵〜七俵であり、地域



I氏の無肥料有機稲作圃場

平均の九〜一〇俵より三〜四割低いが、栽培面積の大きさ、農業・肥料節減効果、無肥・少肥有機米の価格プレミアで収益を確保している。

K氏の農法はI氏の少肥タイプに類似するところが多いが、ミネラル豊富な天然鉱物土を土壤改良剤に使っている点や、追肥に魚エキスと米糠を混合したペレット有機質肥料、ケイ酸肥料等の施用を重視している点が特徴であり、N氏の農法に似通っている。

秋田県のKM氏は二代続きの有機稲作農家である。土壤改良用自家製堆肥、「鶏糞五〇%+米糠四〇%+魚粉・油粕、ミネラル混



K氏の少肥有機稲作圃場



KM 氏の少肥有機稲作圃場

合ペレット肥」の一発元肥（ $200\text{kg}/10\text{a}$ ）、育苗段階では稲が倒伏し難いとされる「モグラ堆肥」を使っている。自家製堆肥は、もみ殻 90% と野菜残差・生ごみを発酵させたものであり、二〜三年周期で 10a あたり 1t ほどを施している。防除剤は食酢のみ、雑草には合鴨、アイガモロボット、機械除草を併用している。父親の代ではこれらの農法で八俵の単収も取れたが、二代目では合鴨、アイガモロボットの使い不慣れ等技術の未熟もあり、六・五俵程度だという。すべての米は直販のため、価格プレミアと肥料・農薬費節減効果で好収入を上げている。

山形県有機野菜農家のNO氏は、緑肥、安価な域内有機質肥料使用と、有機JAS適合商品肥料、計画的な輪作体系を組み合わせた農法で有機栽培を行っている。特徴的な点として、①太陽熱消毒の土壌病害虫防除、②二〜三年周期でソルゴー、麦、ヒマワリ、ヘアリーベッチ等緑肥作物を栽培し、C/N比バランスを考慮した土づくり、③「近くて継続的に簡単に安く」入手できる有機質資材（米ぬか、鶏糞、もみ殻、酒粕等）を活かした地力づくり、④硼素、マンガン肥料／苦土石灰（マグネシウム、カルシウム）、消石灰（水酸化カルシウム）、FTE（熔成微量元素複合肥）等微量養分・ミネラル資材補給、⑤生物多様性に着目した共益作物（リビングマルチ、コンパニオンプランツ等）の導入等が挙げられる。肥培管理と防除を兼ねた多様な農法が、学習と実践の繰り返しによる有機農業進化の一例を示している。

三 有機農業の技術と経営における個性と共通点

有機農業の取組は個性的で、多様性に富む特徴があるが、多数の事例から個性を包容する共通点もみられる。化学肥料に代わる農法として、まず、「発酵」、「完熟」を重視し、窒素成分の過不足を回避する土づくりと肥培管理が挙げられる。各種発酵有機質肥

料のほか、米ぬか、かき殻石灰、にがり、植物・農水畜産物発酵工キスなど、土壌微生物の活動や肥培管理効果を高めるミネラル・酵素資材補給や、緑肥、適地適作、疎植・混植、輪作、田畑輪換、敷き藁等植物マルチ、中耕培土、免耕・少耕法等伝統的地力涵養法等が使われている。

化学農薬に代わる農法として、防除対策と土づくり、肥培管理が一体で行われている点が特筆すべきである。健全な土づくりや肥培管理は土壌環境をよくし、作物の生育を助け、病害に強い作物を育てると認識されているためである。有機適合防除材を補完的に使うことが、防除効果を高める。伝統農法に由来する多様な耕作的・物理的・生物的防除法がよく使われている。伝統的地力涵養法のほか、塩水による種子選抜、温湯消毒、深水管理、アゾラ等水生植物による雑草抑制、合鴨・鯉等生物農法、マルチ使用、各種の虫よけ栽培（トンネル栽培、袋掛け、雨よけ栽培、防虫ネット等）、休閑期湛水、作期調整、ハウスの換気性改善、粘着板使用、虫を分散させる植生環境づくり等が挙げられる。

有機農業者はこうした多様な技術・農法から自らの経営に適したものを選び、独自の工夫を加えて個性的な経営を形成している。地域慣行や組織の慣習に捉われず、常に挑戦するのが経営の共通点と言える。化学農薬、化学肥料を使わず、組織の力を頼りにしな

い直売直販、農家平均を大きく上回る青色申告、データ活用、農業関連事業の実施等がこの点を如実に表している。有機農業を革新的(innovative farming system)とみるのも当然と言える。

四 有機農業の取組を加速させるために必要なもの

第一節で示した有機認証実績と農林水産省関連統計や二〇二〇年農業センサスで報告されている取組との差で分かるように、有機農業が直面する課題は二つある。有機認証取得を如何に促すかと、有機農業への転換を如何に加速させるかである。やるべきことが多々あるが、以下の四つは特に重要と思われる。

一つは、「有機農業は大変だ」という意識の壁を取り除くことである。慣行栽培に慣れた農業者だけでなく、農業指導の立場にある関係者の多くもこのような意識を持ち、有機農業への転換を妨げる最大の要因となっている。これと密接に係るもう一つの問題として、有機農業の取組に対する周辺農家の理解不足（＝社会の壁）を如何に解消するかである。農林水産省は有機農業の団地化、栽培管理協定を推進し改善を図っているが、一点目と合わせて、有機農業の可能性や国内外の取組に関する良質な情報の提供と地道な啓蒙・研修活動が何より重要である。

三つ目は、通常農産物の異常な価格高騰を軟着陸させ、有機農業の経済環境を整えることである。有機農業への転換率は有機農産物価格対慣行農産物価格比に大きく規定される生産経済学の教えを意識した組織・市場環境の整備が不可欠である。

四つ目は、有機農業の現場技術を把握、選抜し、取組の拡大に活かしていくことである。有機農業の技術と経営がすでに広範に蓄積されており、その実態把握と選抜は有機農業の拡大に大きく寄与する。技術普及、営農指導の課題だが、有機農業の取組において最も薄弱な部分と言える。この取組は有機農業だけでなく、農業全般の技術・経営革新にも大きく寄与するものとなる。

【注記】本稿には令和五〜七年度JSPS科研費「有機農業の経営構造及び拡大に向けた革新的取組の効果説明」（課題番号：三三〇五四一〇）による研究成果の一部が含まれる。

【引用文献】

- ・ F. I. B. J. & I. F. O. A. M. (2015), 'The World of Organic Agriculture Statistics and Emerging Trends 2025'.
- ・ 胡柏 (2022), 『有機農業はどのようにすれば発展できるか』農文協。



愛媛大学 名誉教授
東北農林専門職大学 教授

ふ ばい
胡 柏 氏

1992年に愛媛大学連合農学研究科修了、博士（農学）。南九州大学講師・助教授、九州大学助教授を経て、2001年に愛媛大学教授。2023年に愛媛大学名誉教授。現在、東北農林専門職大学教授。

主著に『環境保全型農業の成立条件』（農林統計協会、2008年度日本農業経済学会賞）、『原油資材高と不況下における農業・環境問題』（筑波書房、2012年度地域農林経済学会賞）、『有機農業はどのようにすれば発展できるか』（農文協、2022）。「有機農産物の価格水準と消費者の価格許容力：米国カリフォルニア州と日本の比較を踏まえて」（『有機農業研究』12（1）、2023年度日本有機農業学会誌論文賞）。その他、学術論文、著書多数。2022年2月に「愛媛県政発足記念日知事表彰」、2023年1月に「きらめき松山市民賞」受賞。

Report

令和7年度に本格運用となった 新たな農地施策について

公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理本部

(はつごう)

本誌第一二五号（二〇二四年一〇月）では、北海道農政部から「北海道における新たな農地施策の推進体制について」により、制度改正の全容や農地バンクの取組について御紹介いただきました。

本稿では、令和七年四月から本格運用となった新たな農地施策について、実務を担う農地バンク（農地中間管理機構＝北海道農業公社）の立場から、法改正以降の取組や現時点（令和八年二月末現在）の実績などについて報告します。

一 制度改正に係る経過

(制度改正の概要)

国は、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速化し、農地が適切に利用されなくなる懸念が生じていたことから、地域で農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を描き、農地の集約化を進めるとともに、人の確

保・育成を図ることが必要として、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正しました。

主な改正内容は、①人・農地プランを法定化し、市町村が目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図により明確化した地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」といふ。）を策定すること、②地域計画の達成に向け、農地バンクが農地利用集積等促進計画を策定し、農地の貸借等を促進することにより集積・集約化を進めること、とされました。

改正法の施行は令和五年四月一日で、二か年の経過措置期間が設けられたため新制度は令和七年四月一日に本格運用がスタートすることになりました。

(農地バンクへの一元化)

制度改正前は、①農地法三条に基づき農業委員会が許可する貸借・売買、②農業経営基盤強化促進法に基づき市町村（農業委員会）が作成・決定した「農用

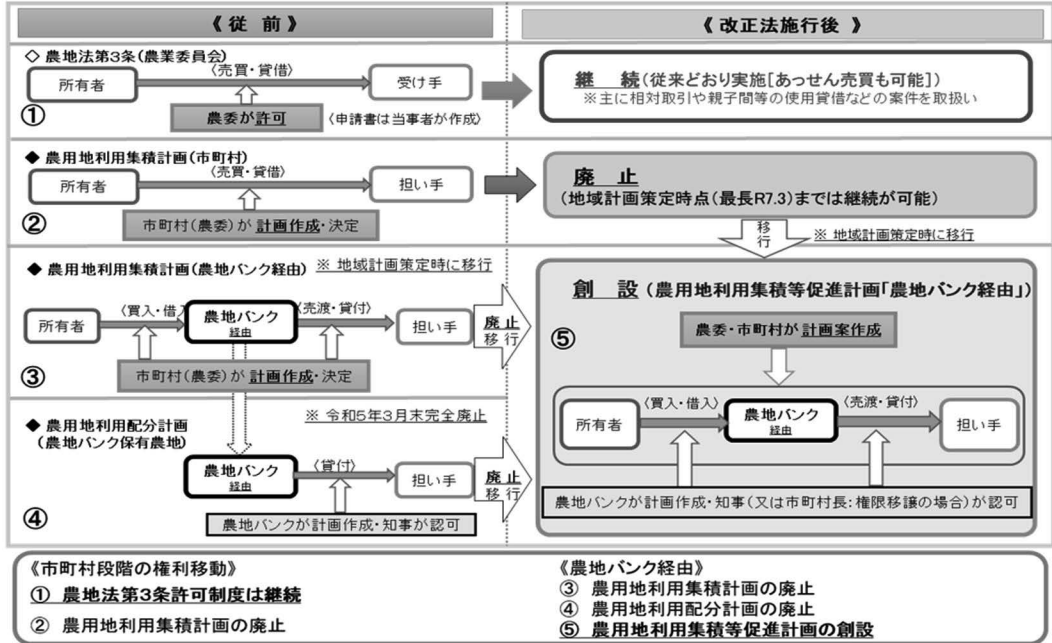


図1 権利設定手法の改正

地利用集積計画」による貸借・売買、③市町村(農業委員会)が作成・決定した「農用地利用集積計画」により農地バンク経由で行う貸借・売買と、④農地バンク保有農地に関しては、農地バンク法に基づき農地バンクが作成して知事が認可する「農用地利用配分計画」による貸付、と複数の権利設定手法が存在していました。

複数の手法の中でも、市町村が作成する「農用地利用集積計画」による相対での貸借・売買(②)が権利設定の中心となっており、このままでは農地の分散錯雑が解消されず農地の集約化が進まないとして、国は市町村の「農用地利用集積

計画」と農地バンクの「農用地利用配分計画」を統合し、「農用地利用集積等促進計画」(以下「促進計画」という。)として、窓口を農地バンクに原則一元化(⑤)することにより、地域計画の実現に向けて農地の集積・集約化を推進することとしました。

(本道の実情に即した制度運用に向けて)

本道では従前から、地域の農業委員会が農地の利用調整の太宗を担い、農用地利用集積計画により速やかに貸借・売買が進められていること、また、担い手への農地の集積率は高い水準にあり、全国平均を大きく上回っていること(道九二・五%、全国六一・五%、農林水産省「令和六年度農地中間管理機構の実績等に関する資料」)、さらには、都府県では貸借が権利移動の中心であるのに対し、本道では、近年貸借の割合が高まっているものの、依然として売買による権利移動志向が強いこと(権利移動に占める売買の

割合：道三三％、都府県九％、農林水産省「令和四年農地の権利移動・借賃等調査結果」などから、本道の事情は都府県とは大きく異なっており、新たな制度に対しては当初から北海道には合わないものとの意見がありました。

そこで、制度改正の方針が示された令和四年以降、道、中央会、農業会議、公社で構成する農地関係在札四団体により、道内の実態や課題の整理を行い、新たな制度がこれまでの本道の実態に即した運用となるよう数多くの打合せを行い、国や全国農地保有合理化協会（全国の農地中間管理機構が行う事業を支援する団体）との協議を重ねながら、国に対して具体的な運用について提案してきました。

この結果、国において、北海道の関係者で要望してきた農業委員会による促進計画案の作成、促進計画の添付書類の省略、認可権限を知事から市町村長に移譲できることなどの仕組みが整備され、令和五年四月に制度改正がなされました。

二 具体的な準備

（即売りタイプの創設と手数料の見直し）

農地の権利移動の一元化に際して、農地売買等事業については、これまで当公社が実施してきた、出し手から農地を買い入れて一定期間（五年又は一〇年）貸し付けたのちに受け手に売り渡す「貸付タイプ」に加え、従来市町村が行ってきた農用地利用集積計画による売買が新たな制度の下でも引き続き実施できるように、出し手から農地を買い入れて、貸し付けずに受け手に売り渡す「即売りタイプ」を設けました。

これまでも、事業運営経費に充てるため、事業を活用する方に手数料を負担いただいていたましたが、即売りタイプの創設に伴い、必要経費の増加分に補助金を充当して不足する分を賄うために手数料の一部を改正し、令和六年四月から適用することとしました。なお、農地中間管理事業（貸借）については、必要経費の多くが補助金で賄われるようになったこと

売買（農地売買等事業）

【従前】

（税別）

区分		手数料・貸付料	
出し手		買入価格の2%	
受け手	貸付	5年	買入価格の2%
		10年	買入価格の2.75%

※ 5年＝公社より5年間貸し付けた後に売り渡し（10年も同様）
 ※ 貸付期間中は貸付料等を毎年1回ご負担いただきます
 ※ 買入価格＝公社買入価格

【令和6年4月以降】

（税別）

区分		手数料・貸付料	
出し手		買入価格の2%	
受け手	貸付	5年	買入価格の1%
		10年	
		即売り	売渡価格の1%

※ 貸付期間中は貸付料を毎年1回ご負担いただきます
 ※ 「即売り」は地域計画策定後より適用します
 ※ 売渡価格＝公社売渡価格＝公社買入価格

貸借（農地中間管理事業）

【従前】

（税別）

区分	手数料
出し手	賃料の1%
受け手	賃料の1%

※ 賃貸借期間中は毎年1回ご負担いただきます

【令和6年4月以降】

（税別）

区分	手数料
出し手	負担なし
受け手	負担なし

図2 手数料の一部見直し

ことから、当面、手数料を徴収しないこととしました。

（事務手続きの簡素化・効率化など）

令和七年四月一日以降、新たな制度の下で公社が扱う農地の権利移動に係る手続きの年間取扱件数は、農地売買等事業では、買入・売渡・貸付合わせて二、〇五〇件（令和四年度）が五、一五〇件に、農地中間管理事業では、賃料の徴収・支払合わせて三、〇〇〇件（令和四年度）が、契約の更新とともに毎年二、〇〇〇〜三、〇〇〇件程度増加していくことが想定されたことから、次のとおり業務処理体制を整備するとともに、事務手続きの簡素化・効率化に取り組みました。

○ 人員体制の強化

取扱件数の大幅な増加を見据えて、地元関係機関の窓口となる全道八か所の支所の職員を中心に、農地の権利移動の事務に携る職員を五五名（令和五年）から

六五名（令和七年五月）に増員しました。

○ 公社内事務の一部の決裁権限を

支所に移譲

道が、促進計画の認可権限を地域計画策定予定の一七二市町村に権限移譲したのにあわせて、公社内事務の一部（農地中間管理事業の促進計画に係る事務）の決裁権限を本所から支所に移譲しました。

○ 事務の簡素化・効率化

これまで、農用地利用集積計画の提出に当たり求めていた添付書類については、要件確認チェックリストの活用などにより、大幅に削減しました。

また、農地中間管理事業に関しては、従前から活用している帳票の見直し（廃止・統合・簡素化等）を行うとともに、市町村等に帳票作成システムファイルを配布しデータ入力業務の負担軽減を図りました。

農地中間管理事業の賃料については、

これまでも、期日までの納入と所有者への支払いを滞りなく行うため、農協に業務の一部を委託又は協力同意をいただいで実施してきたところですが、取扱量の大幅増に伴い、令和七年度からは、賃料の請求・領収書発送業務を一括して専門業者に委託するとともに、委託費単価の上限額を引き上げることにより、農協の業務及び経費負担の軽減を図りました。

○ 登記事務の一部委託

これまで、農地売買等事業に伴う所有権移転登記は、不動産登記法の特例により、所有者から請求があつたときには、市町村が所有権移転登記を行わなければならないませんでした（嘱託登記）、新たな制度において、促進計画により所有権を移転した場合、農地バンクが所有権移転登記を行うこととされました。令和七年度には、買入・売渡合わせて四、〇〇〇件の所有権移転登記の申請が想定され、増大する事務手続きに加え、全ての所有

権移転登記を支所職員だけで行うことは困難と考えられたことから、登記に必要な関係書類の提出を市町村等にお願いくるとともに、登記事務の一部を道内四地区の公共嘱託登記司法書士協会に委託して実施することにより所有権移転登記事務を円滑に進めることとしました。

（新たな制度に係る手続きの周知）

制度改正の概要が明らかになった令和五年二月には、道、農業会議及び公社の共催で市町村・農業委員会・農協の担当者を対象とした新たな農地施策の研修会を全道五か所で開催し、道からは法律の概要や地域計画の策定、農業会議からは道内における農地バンク事業の進め方、公社からは公社の役割や事務手続の概要について説明しました。

前述した手数料の見直しに関しては、農業会議の常設審議委員会や全道七か所で開催された地区別農協組合長会議で組合長など地域のリーダーに説明した後、

令和五年度末には道に正式協議の上、先行して令和五年度中に地域計画の策定を完了した三市町村（滝川市・真狩村・鷹栖町）の新制度移行に合わせて令和六年四月一日付けで決定・公表しました。

また、農地の売買・貸借に係るリーフレットを作成するとともに、ホームページ上で公表したほか、各支所が主体となって、手数料も含めた制度改正説明会を複数回開催し、必要に応じて支所が個別に市町村・農協を訪問して具体的な手続きの説明を行うとともに、地域計画の協議の場に参加させていただき、地域の業者等にも理解を求めました。

三 初年度の実績と課題 （令和七年度実績）

令和七年度の農地の取扱実績（令和八年二月末現在）は表1のとおりです。参考に、制度改正前の令和六年度分の実績も示しました。

農地売買等事業の貸付タイプは、制度

表1 事業実績

		令和七年度 (2月末現在)		【参考】 令和六年度※		
		件数	面積,ha	件数	面積,ha	
農地中間管理事業 (貸借)	借入	3,951	25,560	226	1,064	
	貸付	3,878	25,689	223	1,064	
農地売買等事業	貸付	買入	669	7,146	669	6,829
		売渡	668	5,733	797	6,049
	即売り	買入	1,336	5,014	46	93
		売渡	1,352	5,014	46	93
	計	買入	2,005	12,160	715	6,922
		売渡	2,020	10,747	843	6,143

※令和六年度の即売りは公社経由の手続きに移行した滝川市・真狩村・鷹栖町のみ

改正前から公社で取り扱っており大きな変動はみられません。農地中間管理事

業（貸借）と農地売買等事業の即売りタイプは、公社に原則一元化されたので、当然ながら大幅に取り扱いが増加しています。

（現時点で見えてきた課題）

令和七年度の事業開始に向けては、業務量の増大を見据えた体制強化と事務手続きの効率化を図り、市町村、農業委員会、農協など関係機関には、説明を重ね、御協力をお願いして取り進めてまいりましたが、現時点でいくつかの課題が指摘されています。

○ 手数料について

これまで市町村段階で行われていた農用地利用集積計画による売買においては、農家負担を求めている市町村が多かったことから、新たな制度の下で農地売買等事業に新設した即売りタイプで農地代金に対して出し手から二％、受け手から一％の手数料を徴収することに對し

ては、様々な御意見を伺っています。

旧制度では、市町村や農業委員会といった公的機関が事務処理に当たっていたこともあり、経費の負担を農家に求めなくても業務を進めることができましたが、新たな制度の下で公社が行う業務に対する補助は一部であり、業務を安定的に継続実施するためには、経費を補助金で賄えない部分については手数料として負担を求めざるを得ない状況です。

新たな制度が始まってから一年が経過しない中では、業務量や収支実績が見通しにくい状況にあり、手数料については、複数年継続して事業を実施する中で業務量や処理体制、収支を見ながら、他県の実例も踏まえ、徴収方法も含めて検討します。なお、当面、手数料を徴収しないこととした農地中間管理事業についても、今後補助金や事業量の増減、収支状況などによっては再度見直しを検討する場合がありますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○ 登記事務について

旧制度では、所有権移転登記と併せて住所や地目等の変更登記を嘱託登記により行っていた市町村もあり、同様に公社に実施を求める声があることは承知しています。

新たな制度の下、関係法令に基づく不動産登記の特例の取扱いにおいては、所有権移転の登記は農地バンクが「申請しなければならぬ」とされていますが、一方で、住所や地目等の変更の登記は、「申請ができる」とされています。不動産登記法では、所有権の登記名義人が変更の登記を申請しなければならないとされていることもあり、現在は、公社に売り渡す前に、所有者において必要な変更手続きを済ませるようお願いしています。前述したとおり、令和七年度は四、〇〇件の所有権移転登記の申請が見込まれており、市町村等の協力を得た上で提出いただいた必要書類を、不足や誤りがないか、また、場合によっては抵当権が

外れているかなどを確認して整えた上で、一部は支所職員自ら、一部は公共嘱託登記司法書士協会に委託して登記事務を行っています。今のところ所有権移転登記の確実な実施だけで余力がない状況であり、変更登記については、次年度以降の業務の執行状況を見極めながら、どのような方法であれば対応できるかを検討してまいります。

また、登記完了まで時間を要していることも指摘を受けています。このことに関しては、手続きに不慣れな面もあり、御迷惑をお掛けした事案もありますが、円滑に進めるよう努めているところです。登記完了を急ぐ必要がある場合には、その旨お知らせいただいで優先して取り進めることとしております。なお、売渡の場合、原則、土地代金の納入を確認してから、所有権移転の登記事務に着手することになることを御理解いただくとともに、速やかに移転登記が進むよう、必要書類の整理や確認などについて、市町村

等関係機関の御協力を重ねてお願い申し上げます。

（おわりに）

新たな農地制度に対しては、二年以上前から協議を重ね準備に当たってまいりましたが、実際に始まってみると想定していなかった事案が生じ、都度対応を検討し、場合によっては関係機関と協議して、最善の方法を探りながら現在に至っています。

令和八年度においては、農地売買等事業でも、農地中間管理事業で導入した請求・領収書発送業務の専門業者への委託を行うことにも関係帳票作成システムを配布し活用いただくことで、市町村等担当者の負担軽減を図ることに取り組んでいます。

制度が改正され、農地の権利移動の大半が公社を経由する形となりましたが、農家の皆さんの窓口である市町村、農業委員会、農協の御協力なくては進められ

ない仕組みであることに変わりありません。手数料の問題など、単年度の実績では答えが出せない部分もありますが、安定的に事業継続できるよう、改善を図りながら取り進めてまいります。

国においては、令和九年度の次期制度改正に向けた検討が進められていますので、本道の実情に即した制度に向けて改善が図られるよう、都府県農地中間管理機構と連携の下、国への働きかけを適切に行ってまいりますので、引き続き、関係の皆様の御理解と御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。



令和7年度 農業総合研修会

日時.. 令和8年2月16日
場所.. 札幌市北農ビル

「令和米騒動の要因分析と今後の対策」

岐阜大学 名誉教授

日本国際学園大学 経済情報学部 教授

あら はた かつ み
荒 幡 克 己 氏

一 令和米騒動の要因分析

“ご紹介いただきました荒幡です。地域農研の坂下所長とは同じ農業経済学会に所属し、かつて坂下所長が副会長の時に、私がその下で理事として一緒に仕事をしましたという関係もあり、今回の研修に参りました。

私は北海道と縁がありまして、農林水産省に勤めていた時の昭和五四年には、羊ヶ丘の北農試に勤務したことがあり、

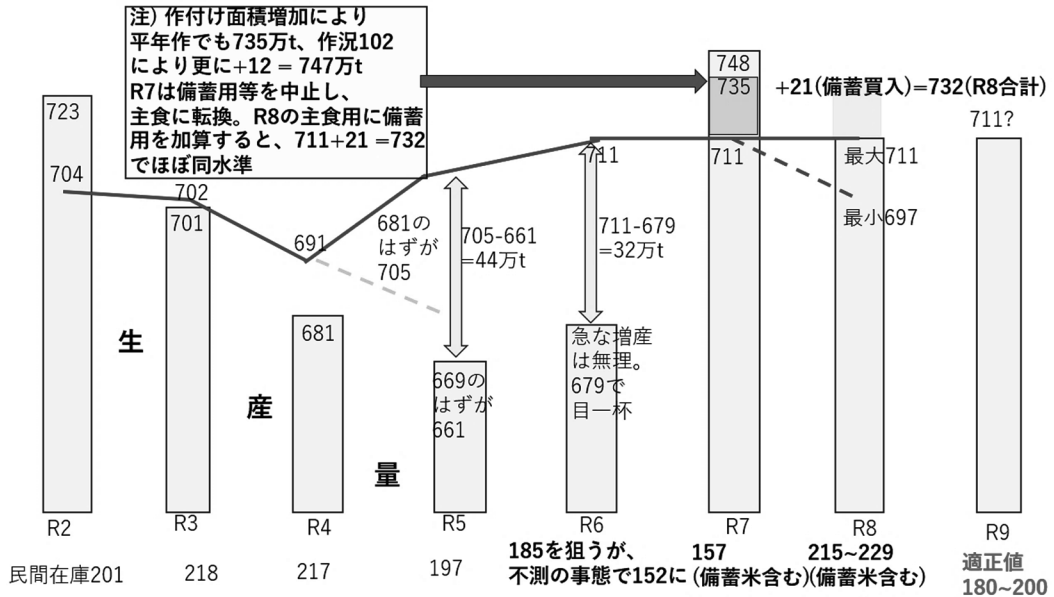
それ以来、北海道の稲作にも大変関心を持っています。とはいえ、まだまだ勉強です。

本日は概ね四つに分けてお話しいたします。第一に米騒動自体の要因分析、第二に産地の動向。これは内地、特に九州や中四国の情勢については関心のあるところでしょうが、道内の方にはなかなか分からないところがあると思うので紹介したいと思います。第三に世界の稲作、第四に農政の展開方向の順番で進めてい



きます。

まず要因分析です。図表の棒グラフが生産量で、折れ線グラフが需要量です。



最下部には民間在庫量を載せてお
ります。一八〇t〜二〇〇wtが
適正在庫量とされています。令和
二年から四年は意図的に生産量を
減らしてきました。そうしないと
米価が下落してしまう恐れがあり
ました、つまり民間在庫が多か
らです。その矢先で発生したのが
今回の米騒動です。タイミング的
には運の悪さもあったのですが、
意図的に減らしてきた過程で、不
幸にもこのような事態を招いたわ
けです。平成五年の時も令和二年
から四年までと同様に、かなり意
図的に当時の民間在庫を相当減ら
していました。その矢先に大冷害
が発生したのです。「天災は忘れた
頃にやってくる」と言いますが、正
に当たっており、今回もそのよう
な感があります。あらためて数字
を見ていきますと、折れ線グラフ

天災(高温障害)及び人災のうち確定部分の数値総括表(農水省資料に基づく)

			備考
令和5年産米	1.70mm以下の篩下米不足	8万t	一部MA米等により対応済
	精米歩留まり低下による損失	11万t	
	作況指数101(農家節目)だが、1.70mm篩上の収量平年以下(99.44%)	3.7万t	
令和6年産米	1.70mm以下の篩下米不足	4万t	一部MA米等により対応済
	精米歩留まり低下による損失	5万t	
天災合計		32万t	
学識者、専門家等の経済的予測の不備		10万t	インバウンド3万t、パン等からの需要シフト7万t
政府の需給予測判断のズレ(ただし「誤り」かどうかは議論の余地あり)△		16万t	計画上の引締め12万t*
人災合計		26万t	
合計		58万t	

R6需要追加 インバウンド5万t = 総計63万t

天災32万t、人災26万t、合計58万tのうち、7万t程度はMA米により補填。残る純不足分は、50~51万t程度

1. 令和米騒動要因分析

政府公表の需給数値

令和5年米穀年度
供給 661万t
需要 705万t
不足 44万t
令和6年米穀年度
供給 679万t
需要 711万t
不足 32万t

不足合計76万t

左表は679令和6年産米確定以前の
ものである。
76万t - 63万t (MA米手当が7万t?)
= 13~20万t

は、不明な不足量

(R7業務用の早期確保○

R6農家保有?

R6 消費者買いだめ?、-----)

ですが、令和四年まで需要が減ってきており、令和五年には点線のように「もっと減るのではないか」と見ていたわけですね。それで生産を減らし、在庫を減らして引締めようとしたのですが、実際には逆方向に動きましたので、ギャップが四万t発生しました。翌年、直ぐには生産を回復できないので三二万tのギャップが発生し、計七六万tの不足が生じました。

現時点の状況をお話しますと、不足から次の局面に変わってきています。令和七年産はたくさん穫れまして、若干作況が良かったので七四八万tなのですが、実際の作付面積で作況一〇〇と仮定すると七三三万tです。この数字は、政府の備蓄買入を七年産は実施していないので二二万tがプラスされているのですが、この部分が無いとするならば七一四万tです。そこで八年産をどうするか議論が多く出ましたが、七一十万tとなって

います。これは前年とほぼ水準です。つまり、これから田植えをおこなう八年産は七一十万tなので、七四八万tから「減産した」とメディアは報じています。数字を冷静に見てみますと、減産ではなく、ほぼ同じ数字です。このことは、不足から次の局面に向けて注意していくべきと強調しておきたいと思います。

メディアの方々は、石破前首相が「増産」と言い、その後、「需要に見合った生産」と鈴木農水相が言ったことを減産と見なして、「猫の目農政」と書きたいようです。私はこれを否定しているのですが、そのことは記事にはなりません。私の見方では「猫の目農政」ではないし、農水省もそう考えているはずですよ。

さらに注意すべきは、八年産の需要見通しを六九七万tから最大で七一十万tと見なしているのですが、その最大値の生産が八年産米で見込まれています。これは、不足を恐れて最大値を作ろうとい

うことです。消費寄りです。もし米価下落を恐れるのであれば六九七万tでもおかしくないのです。したがって今回は、かなり消費者寄りの八年産米の生産になっており、しかもそれほどの減産にもなっていないことを確認したいと思います。

それでは、令和五年の四四万tと令和六年の三二万tの計七六万tの不足が、どのような要因で生じたのかの分析に入っていきます。

「令和米騒動要因分析」の表の中で、中ほどより上が天災で、自然災害による不足量で、これが三二万tに積み上がりまます。七〇万t超の不足量のうち、半分近くは天災によるものです。ここで見誤らないようにした方がよいことは、農水省の事務次官以下が自民党の農林部会で謝罪した話を聞いたと思いますが、全部が農水省の需要の見誤りということではなく、むしろ本質は、半分が天災なのです。

天災的要素

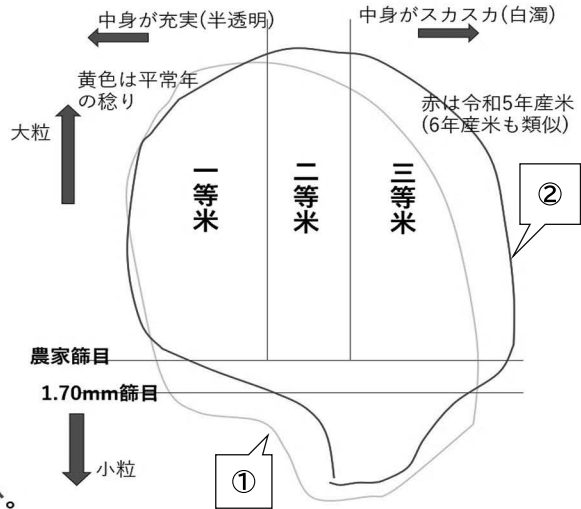
篩下米減少と白未熟粒増加のメカニズム

冷害(遅延型冷害)

低温により粒の肥大が進まず
小粒で篩下米が増加
(障害型冷害の場合は、出穂期の低温により
不稔が多発。玄米粒数自体が減少)

高温障害

高温により粒の肥大が進むが、
夜温の上昇により、デンプン蓄積が
阻害される。白未熟粒(背白、乳白粒
基部未熟)が増加
同じ粒数ならば、小粒の篩下米が減少。



これを見逃さないようにしないと、今後の対応を誤る可能性があります。つまり高温障害が発生したこと、このことの認識がまだ不十分のように感じられます。「天災的要素」の図を見ていただくと、①の線が通常年で、高温の年は②の線の分布となります。つまり、高温の年になると粒が肥大化し、篩目下などの小粒が少なくなります。一・七mm篩目でも少なくなり、農家篩目でもっと少なくなります。一方、上を見てみると右側(二等米)が多くなっています。左側の方は中身が充実し、半透明化した普通の米なのですが、右側に行くと中身がスカスカの白濁した、いわゆる白未熟粒となり、乳白、基部未熟や背白が出てきます。令和五年の高温障害の際にも、新潟では、腹白ではなく、背白が出ました。これが高温障害の特徴です。したがって三等米が増え、場合によっては三等にならない米も出てきます。五年産米はこれらが顕著

でしたが、六年産米も若干似た傾向がありました。北海道ではあまり実感がありませんが内地では深刻でした。特に新潟、秋田では深刻で、さらに南の地域でも多発しています。そのために粒が砕けやすくなり、結果として精米歩留が低下することが起きたのです。ちなみに、冷害年になると、逆のことが起きて、粒が肥大せず、篩下の屑米ばかりが増える、よく言われます。

ここで篩下米の不足による量を五年産、六年産でカウントして、これに加えてさらに精米歩留による低下をカウントしていくと三三万tになるということで、天災の部分をしっかりと把握する必要がありますと考えています。

先ほど、「意図的に減らした、引締めた」と言ったのが一六万tの部分であり、さらにインバウンド需要の増加があったことは確かです。総体で六〇万t超が、明らかに不足していることが判ります。

A:令和5年産米	1.70mm以下の篩下不足	8万t*
B:令和6年産米	1.70mm以下の篩下不足	4万t*
C:令和5年産米	精米歩留まり低下	11万t
D:令和6年産米	精米歩留まり低下	5万t
E:令和5年産米	農家篩目では増収だが、 1.70mm篩目では減収、その補正	4万t
したがって、天災による米不足合計で このうち、Aの一部は政府も気づいて MA米等を追加放出して手当 残りは		32万t 7万t 25万t

A, Bの不足は、せんべい業界等を直撃。原料手当てに窮した業界は、一つの上のランクのB銘柄米を買い漁る。すると、通常使っているB銘柄の品不足に困った業界は、焦って一つ上のA銘柄を買い漁る。斯くして、下からの玉突き現象の如く、米不足は業界全体に波及した。また、篩下再選別による中米の主食用還流も減少。

このうち、C, D, Eは政府需給計画上也記載。
残りのA, Bは現時点では未記載。
C, Dは記載されているものの、「需要増加」としてカウント。
実態は天災による。同一精米量を得るための必要玄米量が
増加したもののだが、需要への区分は、人災的印象。

篩下米については、「たいしたことではないのではないか」という方もいますが、せんべい業界などの篩下米を扱うところにとっては深刻です。関東では埼玉の草加せんべいが有名ですが、ここはかなり早くから大打撃でした。篩下を使っていた業者は、篩下米がないために、一つ上のB銘柄米を買い漁ることになります。そうすると、B銘柄を使っていた業界が、もう一つ上の米を買い漁ることが起きるわけで、下からの玉突き現象のようにして、次々と不足が波及していったのが五年産米の実態です。このうち精米歩留の低下は一六万tで結構大きいのですが、農水省はこの数値を需要の方にカウントしていません。最初の図で見ると、折れ線の需要量が上向きになっており、高温障害で生産が影響を受けたのに、需要が増えたことになっています。こ

れは、政府の公式なデータとしては、建前上、玄米で需給計画を立てているために、玄米は減っていないので供給はマイナスはなしとして、歩留低下による精米の減少を補うため、より多くの玄米が必要となるということで、需要の増加としてカウントしているのですが、これも変な話で、見誤らないようにした方が良いでしょう。本来の感覚からすれば、下の棒グラフ（生産量）が、高温障害により、もっと下方に動いたとみるのが直感的には理解できると思いますが、注意を要するところです。

結果として七六万tが不足したのですが、消費量全体の七〇〇万tを超える年間需要からすると一〇％程度ですので、他の製品の市場の感覚からすれば、たいした不足ではないとの見方もあります。しかし、食品にとっては大問題です。食品は、量の不足に対して価格が敏感に反応します。アメリカの鶏卵の価格弾力性

不足量と価格上昇の関係

○ 食料の多くは必需品なので、不足量に対して、価格が敏感に反応する。敏感度合いを表す係数が、「価格弾力性」。小さいほど敏感

例 アメリカの鶏卵の価格弾力性は0.1、牛肉は0.4。c.f. ガソリン0.5、外食2.3、海外旅行4.1 (アメリカ経済学テキストブック、クルーグマン「ミクロ経済学」より引用)

○ 日本の米は、年次データで、現在家計調査で0.3程度、過去、昭和30~40年代には0.12, 0.15という計測例あり。

○ 0.1と言うことの意味は、10%値上がりしても1%しか消費を減らさない、逆に1%生産が減少すると10%値上がりする、ということ。今回の不足は、最低でも58/700万t = 8.3%の不足。最大では76/700 = 10.9%の不足。

昭和の時代ならば、弾力性0.1とすれば、

2000円/5kgの米が、3660円~4180円になっても当たり前。

現在、年次データによる長期の家計の反応では弾力性0.3だが、業務用は敏感。業務用を合わせた米全体で、しかも短期の反応では、0.1に近い数字と言うことは十分考えられる。この場合は、3660~4180円値上がりは量的不足で説明可。今次の米価高騰は、そのほとんどを量的不足で説明できる。

は○・一です。つまり一〇%不足すると一〇〇%価格が上がりますということ。このことから価格が二倍になってもおかしくはないのです。では日本の米はどうなのかというと、過去には○・一二とかの低い数字はありましたが、最近は一〇・二くらいで、そんなに上がらないはずなのです。今回の米不足の際に各家庭で、「お米が高いから、パスタにしない？」などの会話や対応があったと思われませんが、家庭での米消費は柔軟になっており、そんなに深刻ではないのです。しかしながら、業務用の価格弾力性は大変です。実際に聞いた話では、大手の外食チェーンである牛丼屋さんでは「米を切らしたら死活問題だ。産地に直接出向いて、金に糸目をつけず買い求めろ！」と命じたと伝

えられ、この買い漁りの過熱が価格高騰を招いたと言われています。しかし、よく考えてみるとこれは正当な活動なのです。これを「やるな」とは言えないのです、不足すると大変ですから。したがって今は、家庭用は柔軟ですが、業務用は以前以上にセンシティブ、敏感になっています。先ほどの価格弾力性では、家庭用では○・三程度なのですが、業務用を含めた場合にはかなり敏感になっており、○・一二とすれば、二、〇〇〇円/5kgの米が、三、六六〇円、四、一八〇円になっても当たり前で、現在の高米価の理由の八割は量的不足で説明できます。流通が目詰まりしたとか、異業種の方が米を集めたなども確かにあったのですが、それよりも主要因は量的不足に尽きるということを認識していただきたいと思えます。

参考までに、昭和の定食屋さんでは、かつ丼と天ぷらうどんの両方を扱ってい

ました。したがって、昭和の業務用であれば、あまり大きな問題ではなかったのです。「本日はかつ井売り切れ」とか、「かつ井の値段を上げる」などで対応可能でした。しかし今は、牛井しか扱っていないとか、回転寿司しか扱っていないなど業態が変化していますので、これらの業態にとっては、米不足は本当に死活問題となっっています。業務用米需要の価格弾力性が小さくなっていることについては、私も農業経済学者として理解していませんが、ればならなかったと反省していますが、事が起こってから改めて「敏感なのだ」と実感しました。

異業種参入については確かにあったのですが、その影響は僅かでした。また、「卸売業者が在庫を抱えているせいだ」との意見もありました。しかしながら業界というのは、不足した時ほど在庫をしっかりと持とうとします。これは希少金属、タンングステン等でも見られ、どの業界で

も同じです。在庫を切らしてしまうとお得意様の信用を失うことになるからです。不足のニュースが入ってきた時ほど、在庫をしっかりと持つのです。一年前の時も、全農やJAなどの集荷段階は、むしろ少なめになっていました。「なんだ、卸がいっぱい持っているではないか」と思われたかもしれませんが、これは正常な商行為であったことを理解する必要があります。

また、外食や中食の大手では、結構先まで確保しようとしています。例えば、寿司では寝かせた方が握りやすいとか言われており、かなり先を確保しようとしたのですがそれはできなかったのです。これも非難の対象となったのですが、もともと先を確保していた業界ですから、焦るのは当たり前であることも理解する必要があります。「歴代の米不足、米騒動の比較」で、過去と比較してみます。大正米騒動と

歴代の米不足、米騒動の比較

	不作の程度	備蓄量、政府の対応
大正米騒動 (冷害)	T6: 95(水稲) 58.3 万 t 減産(陸稲含) T7: 95(水稲) 56.3 万 t 減産(陸稲含) 二か年合計で対 T5: 114.6 万 t 減産 当時の人口は現在の約 1/2 なので、これは、今日の 230 万 t 程度の減産に相当	法制度なしの自由市場 備蓄ゼロ 米騒動の前後では、過剰により米価暴落を経験。 安定化のための立法化を進め、大正 10 年「米穀法」制定
平成米騒動 (冷害)	H5: 作況指数 74 (作況統計がある S1 以降では、歴代 2 位のワースト。 当時の生産量が約 1,000 万 t。 減産量 260 万 t	政府在庫は、過剰在庫対策として強めの生産調整が効果を上げ 23 万 t にまで縮小に成功した。H3 の不作(95)も影響。その欠先、不作が襲った。海外から米 260 万 t を緊急輸入。
令和米騒動 (高温障害)	R5,R6 の天災としての米不足は 32 万 t、人災を合わせて 58 万 t。 R6 生産も回復不十分で不足を助長 (76 万 t の不足)	政府備蓄は 91 万 t。

**大正米騒動は115万t不足
(人口が1/2のため、今日の230万tに相当)
平成米騒動は、260万t不足**

なお、江戸時代の三大飢饉、「享保の飢饉」、「天明の飢饉」、「天保の飢饉」のうち、享保のみは、西日本を襲った虫害(ウンカ)であるが、その他の二つは冷害である。いずれの飢饉も、不作は数年続き、夥しい餓死者を出した。

(注) アンダーラインは作況指数。ただし、大正期は公表数値はないため、著者が推定。

平成米騒動と、今回の令和米騒動です。上の二つが冷害です。とくに平成の米騒動の話ですが、当時私も農水省におりまして、たまたま別件で札幌に出張した際に、長沼の生産現場に行きました。八月のお盆明けだったのですが、稲穂が直立して全く垂れていない状況を目の当たりにして、平成五年の冷害の物凄さを実感しました。作況指数が全国七四で、北海道ももっと深刻な状況であったことは理解しています。この時の減産量が二六〇万tです。大正の米騒動ですが、当時の人口は今の半分くらいだったので、当時一四万tの減産は、今の二三〇万tの減産に相当します。これらの二六〇万tや二三〇万tと比較して、今回の七六万tは確かに量的には少なく、たいしたことないように思われます。しかしながら、先ほどお話ししたように敏感に反応する構図になっているのです。あと、上の二つは冷害なのですが、今回は高温障

害で少し異なるのです。日本の歴史、過去を振り返ると、江戸時代の三大飢饉、「享保の飢饉」「天明の飢饉」「天保の飢饉」とありました。享保だけはウンカが西日本を襲ったのですが、あとの二つは冷害です。基本的に日本は冷害に苦しめられてきた稲作なのですが、今回は高温障害ということで、ここは考え直す必要があります。

不足が起こった時の対策ですが、キーワードがあります。「過剰感の演出」と「迅速性」です。

「過剰感の演出」ですが、昭和四八年の狂乱物価ではトイレットパーが不足して大騒ぎになりました。この時に何をやったかと言いますと、入荷したトイレットパーを倉庫に入れないで、店頭に積み上げました。しかも輸送は大型トラックを使わずに小型トラックに満載にしたのです。まさに演出です。これで一般大衆を安心させる、これは結構大事な

のです。平成の米騒動の時には、輸入米が大量に回りました。最後は、タイ米が美味しくないということで公園のごみ箱に大量に捨てられたりしたのですが、これは、結果的には良かったのです。余るくらい輸入米が出回ることによって、過剰感が出てきました。無かったはずの卸の在庫から国産米が滲み出てきたと言われています。つまり、先ほどの卸が心配して抱えた米が、輸入米がたくさん出ることによって放出されたということ。今回は、小泉農水大臣が、「じゃぶじゃぶにする」と言っていました。演出としては悪くないのです。あの演出によって、加熱する買い漁り行動が沈静化に向かったのは事実です。実際の過剰な量以上に、演出が良かったと私は見えています。ただ、備蓄米放出による「じゃぶじゃぶ」と、増産による「じゃぶじゃぶ」は全く異なるのですが、混同している人が結構います。前者は一過性なので

すが、増産した際には、あとに尾を引き
ます。こちらは要注意です。

もう一つは「迅速性」です。平成五年
の米騒動は障害型冷害だったために、直
ぐに「これは危ない」と判断できたので、
八月には輸入米の手配が始まったと言わ
れています。つまり私が長沼に行つて直
立した稲穂を見て「大変だ」と思うより
も前から、農水省は動きだしています。
平成一五年も同じような動きがありまし
た。今回の米騒動について、遅れた理由
の一つを言いますと、高温障害なので籾
殻を剥いてみないと分からないというこ
とがありました。ただ、それだけで整理
してはいけないのですが、それも大きな
理由です。令和六年産米の目安の設定が、
五年の一月から一二月頃におこなわれ
るのですが、五年の減少が高温障害でな
く冷害によるものであれば目安の設定に
間に合っていたのですが、今回はまった
く間に合っていないませんでした。ある特定

の目ざとい県は六年産米から増
産に入ったのですが、ほとんど
の県は増産に入っていませんで
した。これらのことが大きく影
響したため、今後の課題として
現場の皆様のお知恵を借りたい
ところです。令和五年末の業界
紙の記事を見ると、九月七日に
「くず米が急騰」、一〇月四日に
は「B銘柄争奪戦」と既に書いて
ありました。当時は様々な情報
もあつたのですが、決定的に不
足したのは四月一八日で、「加熱
するパニック相場」と書かれて
います。五月一日には「買い手は
今や飢えた狼」「鳴り止まぬ狂騒
曲」との記事があり、六月には全
国ニュースで取材が始まりまし
た。そして八月にはスーパーの
棚から米が無くなったというこ
とで、振り返ってみて、少しでも

第一部 令和米騒動のまとめ

1. 今次の米騒動は、天災としての不足は結構あつた。R5, R6合わせて32万t程度。
2. 人災は、残り部分。この中には、経済学者でも予測できなかった市場の変貌があつた。政府の需給見誤り、及び対応の遅れ、という要素もある。
3. 日本の稲作が不安定だからいけないのか。
メディアが今回の米不足に関して、「日本の稲作は諸外国と比較して不安定なことを露呈した。」との報道は、不正確。日本の稲作変動係数は、0.009と世界一抜群の安定感。問題の本質は、日本独特の新米志向と敏感性。
4. 「減反の締め過ぎ元凶。市場原理での自由作付で、ゆとりをもって生産」との指摘あり。それは一面の真理を突いているが、誤り多。
×自由作付は、需給ちょうど合うように生産。余分に作ることはあり得ない。
×自由作付は、減反調整下よりも変動拡大。農業生産はタイムラグあり。
春先に米価が低下しても、苗作りは始まっている。BRでの地域話し合いでは二三年先の作付けまで集落合意。増産余波は低米価でも数年残存。
○ 解決策は備蓄拡充。農協の営農部会等、産地の農家同士の緩やかな話し合いも不可欠。(ほとんどの農産物では、営農部会で産地としてのまとまりを以て、過剰や不足に対応。全くの自由作付は、農業ではかえって不自然)

早く予測できればと思うのですが、なかなか良い知恵が出ないのが実情です。

令和米騒動をまとめますと、結構、天災による不足があったということで、ここが一番重要なところですね。また私がメディアに反論している部分で、「日本の稲作が不安定だから良くない」と言われることがあるのですが、日本の稲作の変動係数は〇・〇〇九で世界一です。これは農業関係者も誇りを持って良いほどの抜群の安定度です。もちろん、もっと安定するように努力をした方が良いのですが、今回の米騒動を、「日本の稲作が不安定だから、そのせいだ」というのは問題があります。例えば備蓄をもう少し蓄えるとか、そちらの方が解決策だと思えます。

二産地の動向 増産余力の数値解析

平成二九年の作付配分廃止以降、東日本の増産基調に対し、西日本は米価が上

第二部 産地の動向 基本認識B: ほとんど増産余力がない西

	H29~H30	R5~R6			H5--H7					
	実績増減	実績増減			増加率					
長野	31,300	31,300	29,300	-300	30,000	102.4	95.8	29,722	99.1	長野
愛知	26,600	26,700	24,700	300	25,700	104.0	96.6			愛知
三重	26,800	27,100	24,900	-400	25,700	103.2	95.9			三重
滋賀	30,000	30,100	27,000	400	29,300	108.5	97.7	29,497	100.7	滋賀
兵庫	35,100	35,500	32,500	-300	33,600	103.4	95.7	30,242	90.0	兵庫
					(酒米込み)			(酒米抜き)		
鳥取	12,400	12,700	11,700	-100	12,000	102.6	96.8	12,254	102.1	鳥取
岡山	29,100	29,400	26,900	300	28,100	104.5	96.6	28,288	100.7	岡山
広島	23,100	22,900▼	20,500	400	20,200	98.5	87.4	20,825	103.1	広島
山口	19,300	18,900▼	16,000	-200	16,300	101.9	84.5	17,019	104.4	山口
香川	12,800	12,500▼	10,100	-330	10,100	100.0	78.9	10,300	102.0	香川
愛媛	13,900	13,900	12,800	-100	12,700	99.2	91.4	13,380	105.4	愛媛
福岡	35,100	34,900▼	32,300	-100	34,500	106.8	98.3	35,500	102.9	福岡
佐賀	24,400	24,000	21,700	300	23,700	109.2	97.1	25,848	109.1	佐賀
熊本	32,200	32,300	28,900	-100	31,900	110.4	99.1	31,838	99.8	熊本

がっても依然増産意欲なしという傾向にあります。

西日本では作付配分が廃止されてか

第二部 産地の動向 基本認識A: まだまだ増産余力のある東

県名	H29	H29~H30	R5	R5~R6	H7実績	H5--H7	H29--R7	R8目安	増加率	県名
		実績増減		実績増減		増加率	増加率			
全国	1,370,000	1,386,000	1,242,000	17,000	1,367,000	110.1	99.8			全国
北海道	98,600	98,900	82,200	1,500	90,400	110.0	91.7	89,644	99.2	北海道
青森	38,000	39,600	33,800	3,400	43,700	129.3	115.0	44,747	102.4	青森
岩手	47,000	48,800	42,800	300	46,900	109.6	99.8	47,565	101.4	岩手
宮城	63,500	64,500	57,200	1,200	65,300	114.2	102.8	62,422	95.6	宮城
秋田	69,500	75,000	69,900	2,300	81,200	116.2	116.8	74,177	91.4	秋田
山形	56,400	56,400	52,400	0	57,100	109.0	101.2	55,539	97.3	山形
福島	59,900	61,200	53,100	3,400	67,000	126.2	111.9	67,000	100.0	福島
新潟	100,300	104,700	100,600	800	108,600	108.0	108.3	103,700	95.5	新潟
茨城	66,400	66,800	57,800	2,100	66,700	115.4	100.5	64,999	97.4	茨城
栃木	53,600	54,700	47,200	1,800	58,100	123.1	108.4	52,338	90.1	栃木
埼玉	30,700	30,800	27,500	900	30,600	111.3	99.7	29,314	95.8	埼玉
千葉	53,300	53,900	45,800	2,500	53,100	115.9	99.6	49,770	93.7	千葉
富山	33,000	33,000	31,200	0	33,700	108.0	102.1	34,000	100.9	富山
石川	23,200	23,200		400	22,100		95.3	22,274	100.8	
福井	23,300	23,600	21,500	400	23,300	108.4	100.0	23,106	99.2	福井

らも休耕田が拡大し、減産しています。

一方、東日本では、増産余力があります。市町村が農家に面積を配分し、営農

計画書等にそれを明記しています。制度上は、もはや強制ではなくなっています。生産者は、依然として遵守する傾向があり、事実上生産抑制となつています。

休耕田の状態と比較すると、西日本は殆どがかなり荒れて放棄されている状態なのに、東日本では水張休田のように、作付けはしていても水田の管理は継続されているという特徴があります。また、東日本では、立地条件の悪い水田を休耕田にするのが一般的ですが、西日本では土地の所有者の事情、属人的な理由で休耕田が発生しています。このため、中国地区の例では、コンビニ裏の急斜面が耕作されている一方、幹線道路沿い等の条件の良い整備済の水田が耕作放棄される矛盾した状況が発生しています。

なお、西日本を地区別に見ると、九州は車窓からでも休耕田が多いのがわかるほどですが、施設園芸や畜産が中心で、農協を訪れても活気があり、九州農業は

西日本の水田農業の情勢(九州、中四国、近畿)

- 「九州農業」自体は元気だが、施設園芸、畜産中心。土地利用型は担い手不足
- 南九州、玄海灘沿岸は、担い手構造的にも地形的にも米増産の余地は乏しい。
- 長崎多良岳周辺では、火山灰の浸食しやすい土質により谷筋が細かく、水田一区画の長辺が25m、短辺20m、精々5アール。長辺を長く取れる東日本とは異なり不利。
- 担い手不足により生産縮小が進む中四国、近畿の中山間部
過疎的な島根県西部、山口県北部、四国南部のみならず、通勤圏の山陽、北四国の丘陵地帯も休耕田増加は一層深刻（九州農業とは異なり、畜産、園芸含めて全面的農業衰退）
- 岡山県から広島にかけての吉備高原、津山盆地、三次盆地、山口県全域が典型的な棚田地帯
小さい小刻みな丘陵と小山（標高差はそれほどないが、傾斜はかなり急）。通勤圏でそれほど過疎化ではない。（駅前棚田、コンビニ裏手の棚田は、西日本ではありふれた風景）
- 南近江、奈良、京都は、地形的に不利。平坦地ほとんどなし。獣害も激しく、山林に囲まれた谷津田は、防御フェンスの設置が稲作の労力負担、コストアップに。
(概して、東日本よりも西日本の方が、獣害は深刻)

非常に元気です。九州の飼料用米栽培は、生産者の二極分化がみられます。専用品種を用いなが

東日本の米主産地の情勢 東北、新潟、関東

- 高い人口減少率と進む過疎化、しかし一見すると、増産意向は強い
- 増産余力は、青森では、津軽平野、秋田全域、山形では、庄内、置賜、宮城では、大崎平野全域、福島では、会津盆地、福島中通りで、高い増産余力。
 - 北上山中の岩手、青森東部は、休耕増加、増産余力なし。
- 栃木、茨城は、農業県、米、野菜なんでも盛ん。
- 安定的兼業の小規模が存続する一方(工場が各地に立地する等により雇用好条件)、大規模担い手も揃え、潜在生産力は依然高い。
- 当面、担い手不足等による作付け減少が深刻になる恐れは小
- 埼玉、千葉も都市化で農地転用が懸念されるものの、大規模経営は成立。

らも、肥料代と労力の節約を優先し、単収四〇〇kg台の低コスト追及型もありますが、その一方で低単収地域なので、六

東の米主産地は、まだ当分の間(5~7年程度)の増産余力はある。
逆見れば、むしろ現場は、過剰による米価暴落を恐れている。ただし、10年後は、高齢化、担い手不足等西日本と同じ問題が顕在化
なお、北陸西部等での安定兼業サラリーマン農家の非継承は、関東は今のところそれほど深刻ではないが、-----

四〇kg程度の収量を確保すれば、補助金の満額を狙うことも可能で、こういうタイプもかなりあります。熊本では作期が長いことをうまく活用したWCSの優良事例が三つあり、一つ目は八代のレタス地帯で、主食用品種に比べて早刈りが可能な利点を生かし、後作で冬野菜を栽培しています。二つ目は阿蘇カルデラ盆地での粗飼料としての供給です。近隣の草地からも牧草を供給しているため、発生した余剰分を鹿児島へ移出しています。三つ目は人吉地区のタバコの後作としての栽培です。七月上旬のタバコ収穫後にWCSを作付し、一月に刈り取りをしています。

一方、東日本では、東北は人口減少率が高いものの、青森、秋田、山形、宮城、福島では増産余力があります。新潟や北関東も増産余力があります。栃木は県が号令を発して園芸作物へのシフトを推進しているものの、生産現場は米に執着が

ある状況です。しかし、これらの地域も、当面は良いとしても、一〇年先は不明で、西日本のようになる可能性もあります。

令和七年産米は多くの県で増産したのですが、令和六年産米の時点で大幅に増産した県はそんなに多くありません。こうした中、青森と福島では三、四〇〇tが増産されています。これらは、飼料用米での増産で、青森は専用品種から、福島は兼用品種からの転換です。特に青森は、今回の米騒動が本格化する前のタイミングでビジネスセンスのある大規模生産者がリードして飼料用米専用品種から主食用への転換を行っており、注目に値します。

早い時期から業務用に着目したのは北海道と青森で、かつては政府米分類で北海道が五類、青森が四類と辛い歴史がありました。それを逆

第二部 産地の動向まとめ 増産余力: 今後3年程度の中期的余力は約60~70万t(結構余力ある? でもそれしかない?)

1. 規制としての生産調整を外すだけで、50~60万トン増産。東の増産余力が、西の生産力後退を上回る。今次の程度の不足は十分に賄える。
2. 休耕田は、増産余力としてあまり期待できない。特に、西日本はゼロ。
3. 飼料用米は重要な転換元。主食用兼用品種はそろそろ転換済が増えて、残りの余地は少ないが、専用品種はまだ転換可。ただし、稲作経営の規模がポイント。大規模専業農家は転換容易。
4. 麦、大豆はその単収が転換希望の程度を握る鍵。小麦では300kg台、大豆では100kg以下は、転換希望多。小麦500kg以上、大豆200kg以上で定着ならば、これを水稻に戻すのはもったいない。
(特に、麦類は、世界標準との差は、米よりも近い単収水準の産地多し。
(米の方が世界標準から遅れてしまっている(後に詳しく説明))
5. ただし、10年後は、今増産余力がある東日本も、高齢化、担い手不足が深刻化。いずれは西と同じ課題に直面。今から対策を!

手に取って販路拡大をしたのはすばらしいと思います。特に北海道は業務用販売では先進的だと思っています。他県ではブランド米に固執し、未だに業務用多収性品種への理解がなく、業務用で販路拡大しようとする意向がないところが多くあります。

三 世界の動向

米の単収の全世界での順位は、一九六九年が三位だったのに対し、二〇二二年では一五位まで下落しています。上位のオーストラリア、エジプト、アメリカだけでなく、韓国と中国にも抜かれており、危機的な状況にあります。

単収を軽視する人がいますが、農業の基本は単収です。機械化、合理化を進め、作業効率を上げて、単収が低ければ意味がありません。ただ、単収停滞の原因は農家レベルではなく、試験場技術のレ

ベルも影響しています。

かつては水稻生育期間中の降雨が、稲作の必須条件でしたが、今は雨の降らないところでも別な地区に降った雨水を灌漑施設で運べばよく、逆に登熟期に雨の降らない地区は、日照時間が長く、光合成に好都合のため、単収が高くなります。エジプトのナイル川河畔や地中海性気候のアメリカのカリフォルニアが高単収なのはこのためです。

アメリカ・カリフォルニアの単収は玄米換算で七八〇kgあり、日本の平均単収五〇〇kg台前半の約一・五倍です。とはいえこの差に絶望してはいけません。日本稲作がかつて「米作日本一表彰事業」で昭和三〇年代に三名の生産者が単収一トン超を記録した実績があることを踏ま

第三部 世界の稲作、日本の過去の稲作 —空間軸を広げて、時間軸を長く取って考えよう—

○ 世界では、米単収が飛躍的に伸びている。日本は、次々と諸外国に追いつかれている。(玄米換算値: アメリカ(676kg)、中国(556kg)、韓国(556kg)-----)。

○ 特に、アメリカ、中国の伸び幅は、大きい。

毎年4kg/10a(玄米換算)程度。15年で一俵増加。日本は、ほとんど停滞。

○ 特にアメリカは、ライバルとなる中、短粒種は、カリフォルニアで生産。その単収は770kg程度。(もう一つの主産地テキサス、アーカンソーは、長粒種で、メキシコへ輸出)

○ 日本の単収停滞の原因は、確かに減反も影響しているが、減反50年のうち、33年は面積割り当てだった。単収増加は許容されていた。

主要因は、「良質米(うまい米)生産のみに固執した産地間ブランド競争」

そのうまい米は、穀物検定協会の「特Aランク」とは、「おにぎりですら少し冷めた状態でも、米の味だけでおいしさを堪能できるもの。

今日、こうした食べ方は縮小。牛丼、回転ずしはもちろん、カレー、チャーハンでも、別の評価基準が必要。おにぎりですら、塩、又は梅干しのものは減少。ツナマヨでは、特Aがおいしいとは限らない。

1969年(昭和44年)の世界の米単収(玄米換算)

順位	国名	玄米換算 (1967-1971 の五か年移動 平均)
1	オーストラリア	575.2
2	スペイン	490.4
3	日本	450.4
4	モロッコ	428.0
5	エジプト	416.8
6	アメリカ	399.2
7	ケニア	398.4
8	ギリシャ	390.4
9	イタリア	373.6
10	ポルトガル	369.6
11	韓国	348.8
12	北朝鮮	336.8
13	トルコ	328.8
14	ペルー	320.0
15	アルゼンチン	318.4
参考	中国	257.3

最近の世界の米単収(1.70mm篩目)

順位	国名	玄米換算 (kg/10a)20 13-2022年 10か年平均	変動係数	最近13年間 等差増加幅 (kg/年)
1	オーストラリア	804	0.064	6.67
2	エジプト	736	0.038	-3.39
3	ウルグアイ	677	0.068	4.94
4	アメリカ	676	0.020	4.38
5	ギリシャ	640	0.084	-1.03
6	ペルー	631	0.044	7.01
7	トルコ	631	0.026	4.00
8	モロッコ	630	0.163	8.95
9	タジキスタン	615	0.089	21.37
10	スペイン	597	0.063	2.89
11	中国	556	0.019	3.91
12	韓国	556	0.032	1.75
13	エルサルバドル	538	0.089	-2.18
14	アルゼンチン	536	0.036	0.00
15	日本	534	0.009	0.46
16	イタリア	524	0.054	1.77
17	台湾	518	0.067	7.52
18	パラグアイ	513	0.077	18.94
19	チリ	501	0.089	5.95
20	ブラジル	481	0.107	15.34

注) アメリカ全国平均676kg/10aだが、短粒種生産のカリフォルニア州では、780kg/10a

Data: FAO生産統計(2013-2022年)、日本は作物統計による。

えると手の届かない目標では
ありません。例えば、近年
でも市町村別に見ると、長
野県佐久高原、山形県天童
市、青森県つがる市では六
六〇kgを超える単収が記録
されており、これらを二俵
分伸ばせば七八〇kgになり
ます。また、秋田では「あき
たこまち」から「めんこいな」
に変更するとプラス一俵、
さらに、多収の業務用「萌え
みのり」に品種変更すると
プラス二俵と言われており、
もうひと頑張りし、全体で
二俵分単収を増やせばアメ
リカに追いつけます。やっ
てできないことではないと
思います。

単収増加とともに区画の
大型化も必要です。当面の

第三部 世界の稲作動向、日本の水田稲作史まとめ

- 日本の稲作は、世界の進歩から取り残されてしまった。
単収は、50年のうちに、世界三位から15位に後退。
- アメリカ、カリフォルニアの低コスト生産は、飛行機による直播、大区画に目が行くが、単収の格差に注目。日本の515kgと比較して1.51倍の780kg (1.70mm篩目540と比較しても、1.44倍)
- 雨が降らない、日照量が多いところで生産。光合成が盛んで多収となるのは当然。
- 日本は明治以降、水田比率を高めてきた。水田稲作以上の畑作農業の疲弊は深刻。水田比率を高めて稲作のみに特化、という政策は愚策。麦等の生産縮小で食料自給率低下は必至。現行水田面積でも、20~30%増収し、100万tをこえる輸出力も十分にある。
- 一方で、米消費減少(人口減少が主要因だから、不可避)
農村景観に食生活を合わせる、というよりも、食生活に農村土地利用を合わせていく(前農政審議会会長 生源寺氏)

目標は、日本の半分以下のコストで米を生産しているイタリアの一区画二haです。これもやってできないことはないと思います。

四 農政の展開方向

農政の展開方向に関しては、三つの論点があります。一つ目の論点は直接支払です。この方法に関しては、カップリングか、デカップリングか、あるいは対象を絞るか絞らないかが議論になります。直接支払をすると価格の押し下げ効果を伴うため、手放しでは喜べない側面があります。私の試算では、一五、〇〇〇／一〇aで単収五三三kgと仮定した場合、農家手取りの合計は九一四円、これによる市場価格の押し下げは七七五円になり、せっかく生産者を保護しようとしても、効果は半分程度になってしまいます。世界の農政では直接支払一辺倒ではなく、価格も合わせたポリシーミックスが主流になっています。日本では二〇二六年から施行される食料システム法の適正価格が指標になると思われます。

二つ目は輸出です。輸出に対しては楽

第四部 農政の展開：米生産調整廃止、直接支払、米輸出

(1) 直接支払を巡る議論

論点1: 価格は暴落しても直接支払で補填されればOKか?

フランス・エガリム法、OECDの論調、アメリカの農政動向では、「直接支払」一辺倒は、過剰時代を背景としたもので、最早過去のもの。

現代の世界農政は、「適正価格」と補足的「直接支払」のPolicy Mix (Harwood, USDA)

論点2: デカップリングか、それともカップリングか?

かつてのWTO国際協定上は、二種類に截然と区分。

しかし、経済学的にはdegree of decouplingに従い、連続分布。

作物毎に異なる(水稲: decoupling度 小、大豆: decoupling度 大(捨て作りによる減産大))

論点3: 対象は絞るか、絞らないか?

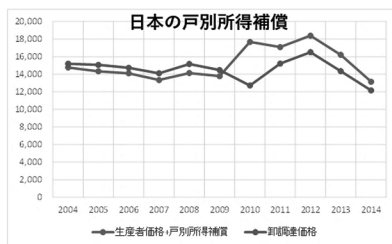
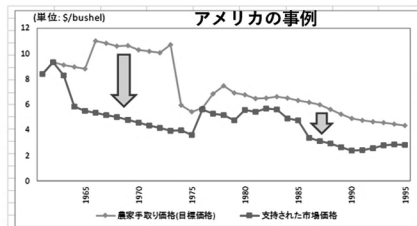
案の一 大規模優遇 国際競争力強化

案の二 小規模優遇 弱者にやさしい農政

案の三 愚直に平等にばら撒く 政策目的によっては、「バラまく」のが正当化されることもある。

観的な見方と悲観的な見方の両方があり、どちらの見方も一理あります。日本米は高品質のため高値で売れるから目一杯

産し、余剰分を輸出すれば良いというのが楽観的見方ですが、その一方で、悲観的な見方では海外では粘り過ぎる米が嫌



品目別直接支払は、全額農家受益という訳にはいかない。一部は、消費者価格を押し下げて、消費者の利益に還元される。

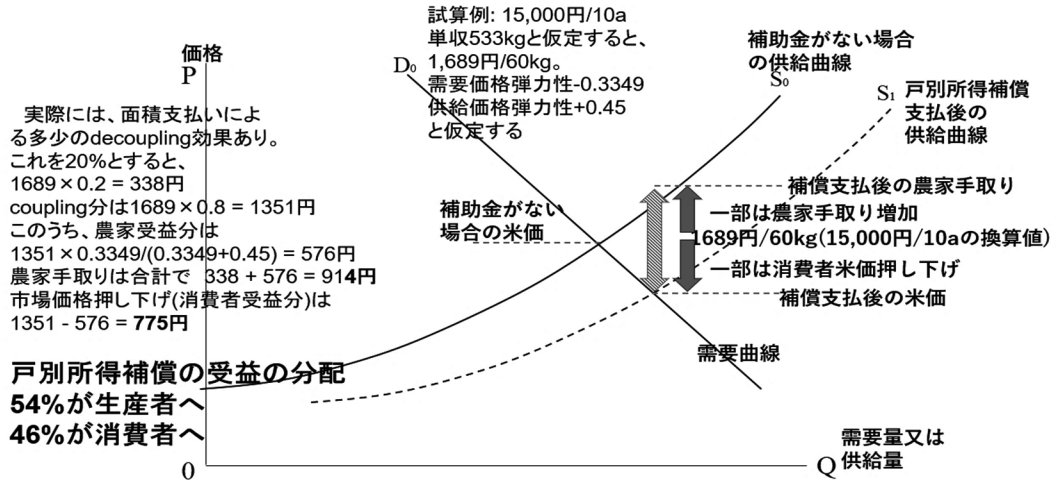
論点4: 誰が受益者か

デカップリングが不十分な支払は、その支払額に応じて、部分的に市場価格押し下げ効果がある。

その逆に減額又は廃止時には、市場価格は浮揚する。

アメリカローンレート、目標価格設定とその不足払いの歴史を見ても、押し下げ効果と浮揚効果は明らか。

日本でも、戸別所得補償発足以伴う市場価格押し下げ効果は確認できる。



もし、なりふり構わず増産するならば、断然、生産刺激が強いカップリング支払(数量支払)だが、---

(2) 米輸出 議論すべきは、米輸出の是非という次元のものではない。何万トン、価格はどの程度で、という数字の議論が大切

楽観的見方

1. 米増産余力はある。目一杯増産し、余剰分を輸出へ
2. 日本米の品質は高い評価。高価格販売が期待できる。
3. 日本の食文化自体を輸出する。「モノ消費」よりも、「コト消費」を勧めていく(農林水産省の方針)。
4. 日本は稲作適地。「豊葦原の瑞穂の国」である。

どちらの見方も一理ある

悲観的見方

1. 「余剰分を輸出」というのは、右ハンドル、左ハンドルの区別なく、国産自動車の売れ残りを輸出に回すようなものだ。輸出向け仕様に初めから作るべきだ。
2. 海外では「粘り過ぎる米」が嫌われる。精々日本米が高評価なのは、おにぎりくらい。寿司用、牛丼用では五角、カレー、チャーハンでは劣位。
3. 香港、シンガポール等家庭が炊飯器を持たない文化で、炊飯器の売り込みの次元からやるのは非現実的。食文化輸出ではなく、外食中心等の先方の食文化に合わせた輸出こそが肝要。
4. 遠距離灌漑の現代、加州、オーストラリア、エジプト等の半乾燥地帯が稲作適地に。日本が稲作最適地とは言い難い。

われるためカレーやチャーハンには向かず、また、香港やシンガポールのような外食中心の食文化に合わせた輸出仕様の米を最初から作るべきだとの見方があります。輸出货量で考えると五万トン程度の場合は、贈答品的な扱いで差別化され、

多少高価格でも受入れてもらえますが、三五万トンを超えると、普段使いで価格面でも満足してもらわなければ販売は伸びないと思われまます。ベトナムではコシヒカリが作られており、現在は単収四八〇kgですが、増加率を考えると間もなく西日本を上回る見込みであり、侮れない競争相手です。

因みに日本米輸出市場を計量モデルにより分析したところ、価格への反応は、アジアよりも欧米の方がやや敏感ですが、所得増減への反応では、アジアが敏感に反応する傾向があります。アジア市場は経済成長時には需要の伸びが期待できますが、景気後退時には需要が大きく落ち込む可能性があります。

最後の三つ目は、減反についてです。既に述べたように、西日本と東日本ではそれぞれの地域の増産余力があるかないかの違いを反映して、生産抑制的な運用を今でも行っている東日本と、ほとんど



自由作付となつている西日本では様相が大きく異なるため、いろいろな議論があり、舵取りが非常に難しい問題です。食糧法の改正が粗上にながっていませんが、今時点では法案の状態では今後の運用次第というところですが、今は何ともいえま

せん。減反廃止時の過剰生産、価格暴落時の対応策としては収入保険がカギとなります。アメリカのクリントン政権の減反廃止時にも収入保険を整備して円滑に乗り切った過去の事例があり、非常に有効と思われる。一方、多くの在庫を持ち、米が余ったなら在庫に引き入れ、不足したら放出する緩衝在庫制度の方が減反よりも有効との声もあります。歴史的には逆で、アメリカではルースベルト政権時に緩衝在庫制度がうまくいかず、減反を実施しており、日本



岐阜大学 名誉教授
日本国際学園大学 経営情報学部 教授
荒幡 克己 氏

1978年東京大学農学部卒業。農林省（現農林水産省）、岐阜大学助教・教授を経て、2021年から日本国際学園大学教授。この間、オーストラリア・アデレード大学、アメリカ・メリーゴーランド大学、アメリカ・イリノイ大学で計2年間、客員研究員を務める。主な著書：「令和コメ騒動 日本農政失敗の品質」2025年日本経済新聞、「減反廃止－農政大転換の誤解と真実」2015年日本経済新聞、「減反40年と日本の水田農業」2014年農林統計、「米生産調整の経済分析」2010年農林統計、「明治農政と経営方式の形成過程」1996年農林統計など

でも政府が在庫を抱えすぎて財政破綻しそうなため、昭和四五年から生産調整を実施しています。この緩衝在庫制度を支持する方が結構いますが、私は慎重に取り進めるべきだと思います。以上を持って私の話を終わらせていただきます。

未来の北海道農業を担う農業高校 第6回



北海道剣淵高等学校

一 地域の概要

剣淵町は、上川地方北部に位置しており、人口は約二、七〇〇人。豊かな自然に囲まれ、農業を基幹産業とした町です。主に大豆、ジャガイモ、小麦、水稻、そば、てん菜などが作付けされています。また、昭和六三年から「絵本の里」を掲げ、世界中の四万冊以上の絵本を収蔵した「絵本の館」を核としたまちづくりも行っています。

二 学校の概要

昭和二六年度に北海道士別高等学校剣淵分校として開校。昭和二七年度に北海道剣淵高等学校として独立。平成七年度から農業国際コースと生活福祉コースを導入。平成二二年度に総合学科へ学科改変。令和三年度から「農業国際系列」「生活福祉系列」「未来のしんろ系列」の三系列を開設しています。

「農業国際系列」では、地域農家や関

係機関と連携した農業教育を展開し、作

物・野菜・草花・食品加工を主軸とする学習を行い、農業経営者及び関連する産業に従事する者として必要な能力と態度を育てています。「生活福祉系列」では、国家資格である介護福祉士の受験資格取得を目標とし、高齢化社会を担う心優しい使命感を持った人材育成に尽力しています。「未来のしんろ系列」では、教科の縦断的・横断的な教育と探究学習により持続可能な地域や産業の発展に寄与できる人材を育成しています。本校のカリキュラムでは、一年次前期において、各系列の概要を学び、後期に各系列に分かれて本格的な学習を進めていきます。

三 学校農場の概要

以前は花卉栽培を主としていましたが、現在は草花四〇種の他に、作物一三種、野菜三〇種、小果樹を栽培するなど畑作を中心とした農場運営に移行してい

ます。また多品目の農作物を栽培している事から、生徒には良い学習の場となっています。

四 農業国際系列での 特色ある学習内容

(一) 農業視察研修・農業講演会

上川総合振興局主催「地域とコラボ！上川農業担い手総合推進事業」により、農業国際系列選択生徒を対象として主に上川管内での農業関連施設視察や講演会を実施しています。本校は非農家生徒が大半を占めていますが、初めて体験する農業に興味を持つ生徒も多く、この事業を通して農業の次世代を担う意欲的な人材の確保・育成を図っています。内容として、現在校内で取り組んでいる課題や最先端のスマート農業の知識や技術について取り上げること、生徒が課題解決に向けて取り組みができ、かつ進路実現にも役立てることができています。



写真1 有機農業を営む新篠津村の農家視察

(二) 町内農家委託実習(二年次)

農業後継者ならびに農業理解者の育成を目指し、J・A・町内農家の協力により、五日間の委託実習を実施しています。農



写真2 トウモロコシの出荷調整作業

家の方々と対話しながら、普段学校農場では経験できない実習に取り組むことで農業に対する理解や興味・関心を深化させる教育効果の高い実習となっています。また生徒にとっては、地域との結び付きが特に深まる実習となっています。実習先の多くが本校卒業生ということもあり、生徒一人一人の特性に合わせたきめ細や

かな指導をいただいております、生徒にとって充実した実習となっております。

(三)資格取得講習会

「ガス溶接技能講習修了」(三年次)
 アーク溶接特別教育修了(三年次)

農業関連産業で必要な技能を向上させるため、溶接を中心とした知識や技能を習得し、産業人としてのスキルアップを図る講習を実施しています。北海道立農業大学校で開講している農業研修に参加し、資格を取得しています。また、この他にも隔年で、二・三年次合同で食品衛生責任者講習を受けています。これらの講習会に係わる経費(受講料、宿泊代金など)は、剣淵町から全額助成されています。

(四)産業現場実習(三年次)

生徒の進路意向に即した就業体験(インターンシップ)を、進路意識向上と就



写真3 畑作農家での実習風景

業時のミスマッチを防ぐため三年次に実施しています。それぞれの進路希望先で五日間実習することから、生徒達は特に真剣に取り組み、進路選択をする上で重要な実習となっております。

(五)販売会活動

剣淵町内外を問わず様々な場所で販売

TEL: 0165-34-2544

10月8日(土) 農産物販売会 8:00~10:00

本町・オヌマ

キャベツ 1玉 200円	米 5kg 3,500円
ハクサイ 1玉 200円	お米
カボチャ 500円	新しいが 100g 150円
パプリカのジョー 500円	長ねぎ 2本 100円
九十九果イラン 600円	ニンニク 大 200円
ニンジン 3本 150円	ニンニク 小 100円
ジャガイモ 500g 100円	
ジャガイモ 10kg 2,000円	
キウイフルーツ・レッドムーン・スターキ	

目玉商品 長ねぎ 2本 100円 2kg 500円

お米もあるヨ!!

写真4 生徒手作りの販売チラシ

会を実施しています。主な町外の販売会は、「旭川食べマルシエ」・「農業高校収穫祭」・「春・冬の旭川地場産フェア」です。この他にも学校農場を会場として、農産物販売会・シクラメン販売会を実施して



写真5 旭川食バマルシエでの販売風景

います。販売会に合わせて生徒自身が手作りチラシを作成し地域に事前配布することで、多くのお客様を集めています。生徒達は、日頃の学習の中で生産した農産物を直接販売することで、達成感や成就感を感じ、学習効果をさらに高めることに繋がっています。

また、本校農場の「無人販売所」や「剣淵道の駅」、「レークサイド桜岡」において、学校で生産した野菜・花壇苗を始め、収穫した野菜、鉢花などを常時販売しています。新鮮な農産物をいつでも購入できるため、多くのお客様から好評を得ています。

（六）プロジェクト活動

地域課題を捉えたプロジェクト活動を実践しています。作物栽培班では、道北の冷涼な気候の中でシユウガ露地栽培に挑戦しています。シユウガは収益性が高く、そのため地域の新たな主幹作物化を目指しています。現在は苗立てをすることで露地栽培も可能と判断し、昨年度より地域若手農家との共同栽培研究も始めています。食品加工班では、地域の未利用資源の活用を目指し、輸入に頼らない自給飼料での養鶏を営むことで、持続可能な循環型農業を目指しています。鶏

の飼育を通して今後の農業の在り方を考えるよい教材となっています。

（七）保育園、小学校、

中学校との連携学習

町立高校ということもあり、積極的に地域の保育園、小学校、中学校との連携



写真6 保育園児と一緒に野菜苗を植える生徒

活動を行っています。保育園連携では園児と一緒に菜園作り、小学校連携では本校生徒が全児童を対象に花壇苗や野菜苗の植え付け方法を指導し、花壇や菜園を作っていきます。また小学五年生を本校水田圃場に招いた田植え実習では、小学生が素足で水田に入り稲の植え付けを行います。中学校連携では中学二年生を対象に作物の糖度比較実験や鉢花作りを行っています。本校生徒が農業を通じて児童・生徒と一緒に係わることで、コミュニケーション能力や人に教える力、伝達力などを向上させています。

(八)地域の景観美化推進活動

毎年、剣淵町役場や郵便局、道の駅など町内八カ所の花壇を全校生徒、全教職員、保護者にも参加いただき、造成しています。また札幌大通公園で行われる高校生ガーデニングコンテストに参加し、地域の特徴を活かした花壇造成を行っています。



写真7 桃太郎をテーマとしたガーデニング作品

います。昨年度は、絵本「桃太郎」をテーマとして、桃太郎が仲間作りをして鬼

退治するまでの物語をきれいな花々と音階で再現。その結果、二年連続となる準大賞（札幌市民賞）を獲得しました。コンテスト後、学校農場に再設置することで、町民にも広く披露しました。

五 おわりに

本校のスクールミッションは「持続可能な未来の担い手づくり」です。将来を担う人材として生徒が探究心を持ち、たくましく生きる力を育てていきたいと指導に努めています。そのためにも、農業のもつ多面的な教育力を活用し、そこから生徒一人ひとりが多様性を尊重しながら自立・共生の心を育み、この学び舎を巣立っていけるよう農業教育を充実させていきたいと考えています。また学校農場が地域の試験農場としての役割を十分に果たせるよう継続的に発展させていきたいと思えます。

農業を憧れの職業に



株式会社キューブコーポレーション
ディレクター 本間美香

はじめに

春の心地よい風を感じる日が増え、やわらかな日差しを浴びながら歩くワクワクする季節になりました。皆さんの中には、新たな夢に向かってこの春から大きな一歩を踏み出した方もいるかもしれません。

私は、紙媒体等の企画・編集兼ライターとしてさまざまな企業や消費者に関わらせていただいています株式会社キューブコーポレーションの本間と申します。この仕事に足を踏み入れてからあつという間に月日が流れ、二〇年以上が経ちました。緊張しながらはじめて出社した日から、相変わらず頭を悩ませ、試行錯誤を繰り返す日々ですが、仕事をしていく中で感じたことや考えさせられたことを全四回にわたり、皆さんと共有できればと思っています。今回はその第一回目として、私自身の原点や農業をはじめとした職業への思いをお話したいと思います。

将来の職業に

憧れしかなかった子供時代

まずは、自己紹介をさせていただきます。

私は北海道の南西端にある離島・奥尻島で生まれました。父をはじめ、父方の祖父も母方の祖父も漁師、曾祖父は農家という一次産業の真ん中で生まれ、毎日の生活は自然と共にあるのが当たり前でした。夏休みはウニ漁を毎日手伝い、田植えや稲刈りの時期には、小学校から真すぐ曾祖父の家へ帰っていました。

そんな環境で育った私の将来の夢は、きらびやかな雑誌の中のおしゃれショッブ店員、奥尻島にはなかった夢の職業ケーキ屋さん、ただ電車で通勤してみたかった会社員、旅行先でしか食べられなかったファストフードの店員など、地元では実現できない職業ばかり。一次産業を仕事にしたいとは考えておらず、きょうだいや同級生の中にも農家や漁師になった人はいませんでした。

誰もが明日の生活を心配したくない

職業を選択するときに最も重要視するのは収入面だと思えます。自然を相手にすることへの経験が必要な一次産業は、自分の努力だけではどうにもならないことが多くあります。私の両親が漁師になることを勧めない理由も「収入が不安定だから」でした。

しかし、収入の不安を払拭する方法を提供している地域もあります。以前、取材をさせていただいた胆振地方のいちご農家さんは、肥料の種類や温度管理、収支のバランスまでを地域で共有し、新しくいちご農家になる方がある程度の収入を確保できるようにマニュアルを作成していました。これまで苦労しながら習得してきたノウハウを惜しげもなく提供することは簡単にできることはありません。さらに、感心したのは試行錯誤できる余地を残していること。いちごの栽培を自分なりに工夫する喜びを提供した結

果、今では、自分が作りたいいちごからクラフトビールを製造している農家さんもいるそうです。収入を安定させて基盤をつくることで、生活するための職業から人生を豊かにするための職業にシフトすることができている取り組みです。

農業はやりがいと生きがいの宝庫

職業に憧れを抱く理由として「やりがいや生きがいを感じられる職業」を挙げる方も多いと思います。新しいものを生み出すプログラマー、人の命を救う医療関係、探求心を持ちながら進化し続ける研究者など、人の役に立つことを最優先にする姿勢や自分の能力を試したいという向上心は素晴らしい限りです。

まさに、こうした要素のすべてを体験できるのが農業だと思えます。自分の手で作物を育てる喜び、その作物が生命を支える誇り、また来年も上質な作物を作らなければならない使命感は、他の職業



で体験することは難しいのではないのでしょうか。

実際に、後志地方の農家さんへの取材時に印象的だったのは、「絶対においしいメロンを届けたい」という力強い言葉。日に焼けた笑顔で語る姿はとても素敵で、食の根幹を支える農業に生きがいを感じ

ていることがよくわかりました。その地域のメロンは、誰もが知るブランドメロンとして成功した現在でも高い品質を保持し、地域全体でブランドを守り続けています。さらには、外国の方にもこのメロンのおいしさを広められるように海外進出にも積極的で、「売る」と「挑戦すること」の両方が実感できるやりがいのある職業でもあります。

近くて遠く「生きる」を支える職業

では、近年の憧れの職業にはどんなものがあるでしょうか。小学生が憧れる職業は、プロスポーツ選手、花屋・パン屋、ユーチューバーなどの「かっこいい」「おもしろそう」という感情が優先している職業が目に入りますが、高校生になると、教員、看護師、医師、保育士など今までの人生の中で関わりを持つことで尊敬するようになった身近な職業に憧れる傾向がみられます。

なりたい職業・学校段階別【2024年データ】

小4~6

- 1位 プロスポーツ選手
- 2位 店員（花屋・パン屋など）
- 3位 教員
- 4位 YouTuber・VTuber
- 5位 医師

高校生

- 1位 教員
- 2位 看護師
- 3位 医師
- 4位 地方公務員
- 5位 保育士・幼稚園教員

※出典：ベネッセ教育総合研究所
「子どもたちのなりたい職業—2万人の調査モニターの10年間の軌跡—」2025年

しかし、毎日の食事には農畜産物が必ず含まれ、スーパーにはいつでも野菜や肉がずらりと並んでいるのに、農家がラックインしないのはなぜでしょうか。例えば、ハンバーガーを頭の中で描いた時に出てくるイメージは、ふかふかのパンとジューシーなパティ、添えてあるホクホクのフライドポテト。小麦畑やじゃがいも畑、牧場が浮かぶ人は少ないと思います。都市部に住む人は特に、日々の生



活の中で農家さんが働いている姿を見かける機会が少ないため、食と農家というイメージがつながりにくいこと、さらには、北海道の農家の大半が家族経営という理由から就職先のひとつとして候補に挙がりにくいことも原因かもしれません。

手の中に広がる新しい農業の世界

まずは、農業とはどんな仕事で農家とはどんな生活なのかを「見せる」ことが大切だと思います。人は外からの情報の大半を目から得るといわれ、目で見た情報をもとに考えて行動し、感情が動きま

す。

農家さんの世界を「見せる」ために活用したいのがSNSです。今や家族や学校、友達などリアル世界と並んで欠かせないコミュニティーとして生活に根付くものになりました。国や環境、世代・人種の垣根を越えてさまざまな情報を目にすることができ、リアル世界に縛られることなく、自分の可能性を最大限に引き出すきっかけを与えてくれるツールです。今まで農家になろうと思った人の主な理由は「代々農業を営んでいる」「農業体験が楽しかった」「田舎暮らしに憧れていた」が多かったと思いますが、これからは「SNSのおすすめに出てきて興味を持った」



が理由になる日もそう遠くないかもしれません。少しでも農業に興味のある人は自分で調べたり行動したりしますが、自分が農家になるなんて考えたこともない人には、こちらから情報を提供することで、きっかけを与えることが大切です。

そこで、人気のコンテンツに関連する形でたまたま農家さんの写真や動画がおすすめにしてくるようなアイデアを考えってみました。【旅Vlog】海外で過ごす農家のバカンス・・・日々の農作業と異国の地で過ごすオフシーズンのギャップを見せることで農家の生活を疑似体験。

「ギャル農家のアゲアゲ農作業」・・・汗をかいても絶対に崩れないメイク術や野菜柄セルフネイルのコツで「推し農家」として人気者になれる可能性も。「乳牛にアクションカメラを付けて1日密着してみた」・・・誰も知らない世界には怖いもの見たさがあります。深夜に繰り広げられる謎行動や乳牛同士の秘密の会議など、農家さんも知らない生態が発見できるかもしれませ

可能性と魅力が無限に広がる職業

SNSは、顔の見える農業を発信するだけが目的ではありません。農作業の

日々を投稿し続けた結果、農作物の売り上げが短期間で数倍にアップした事例があるほか、農家さん同士がコミュニティをつくり、病虫害の被害や生育状況をリアルタイムで共有することで対策についての情報交換も行われています。

このように、SNSは農家さんと消費者の両方にとって「つながりの場」とし



て有意義な場所となっています。また、コストもほかからず、新規就農者の方でも挑戦しやすいのもメリットです。北海道には農家系インフルエンサーとして活動している方も多数いますが、フォロワー数は数万人程度にとどまっているのが現状で、今後はまだまだ活性化できる分野だと思います。

私が今までに知り合った農業系のライターさんは、必ずと言っていいほど原稿を書きながら農作物を育てています。取材を続けることで農業の魅力を知り、実践してみたくなったのだと思います。それほど農業は奥深いということです。

この春、将来の職業を決める学生さんや人生の方向転換を考えている社会人の方もまずは、農家さんの仕事やライフスタイルを通学途中や就寝前のちょっとした時間に検索し

てみてください。見れば見るほど魅力的な職業だということが分かり、もっと知りたいと思うはずですよ。そして、「共感」が生まれたら、「農業を憧れの職業」に変える第一歩になると信じています。

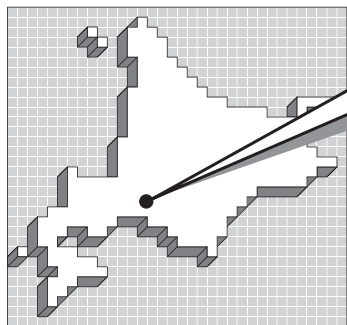
将来的には、農家さんと一緒にSNSで発信していく内容を考え、動画コンテンツのアイデア出しをすることが私の仕事のひとつになってくるかもしれません。農家さんと一緒に作った動画がSNSのおすすめに出てくるのが今から楽しみです。



本間 美香 さん

1976年北海道・奥尻島生まれ。18歳で海を渡り札幌へ。服飾系の専門学校を卒業後、飲食店でのアルバイトを経て2001年に株式会社キューブコーポレーション入社。

連載 わがマチの自慢 No.43



安平町

恵まれた立地条件で強い産業を育成し、若い世代に選ばれ賑わうマチ 安平町

安平町は、平成一八（二〇〇六）年三月、旧早来町と旧追分町が合併して誕生した町で、北海道の南西部の胆振総合振興局管内にあり、東は厚真町、西は千歳市、南は苫小牧市、北は由仁町に接し、道都札幌市から約五〇km、北海道の空の玄関口である新千歳空港から約一四km、北日本最大の港湾である苫小牧港から二五kmの位置にあり、また鉄道網や高速道路インターチェンジを有するなど、物流や流通に関して恵まれた立地条件となっている。

町域の総面積は二二七・一六km²で、全体の約四割を山林約三割を農地が占めている。地勢は、西側を標高一〇〇m〜一五〇m程の馬追丘陵の余脈が南北に走り、東側は夕張山系に連なる山地となっており、中央部には安平川が流れ、南部は湿地帯である勇払原野に隣接している。人口は約七三〇〇人で、気候は年間を通じて昼夜の温度差が大きい内陸型気候であるが、南部は海洋性濃霧の影響を多少受ける。北海道の中でも雪の少ない比較的温暖な地域である。



菜の花畑

町の基幹産業は農業であり、様々な農畜産物を生産しているが、中でも「チーズ専門工場発祥の地」として古くから良質乳を生産する酪農や、国内有数の馬産地として多くの競走馬を輩出している軽種馬生産が有名である。

また、豊かな自然に恵まれた安平町では、春には丘陵地帯に広大な菜の花畑が広がり、夏には鶴の湯温泉敷地内の庭園でハスの花が咲き誇るなどの美しい農村風景が観光客に人気のスポットとなっている。中でも町内の「鹿公園」では多くのエゾシカが放牧され、季節ごとに様々な動植物が観察できるほか、公園内には明治三五（一九〇二）年に国から指定された日本最古の「保健保安林」があり、二二〇年以上経った現在でも指定当初

の原生林のまま、その機能が維持されており、キャンプ場・アスレチック・パークゴルフ場等を備えたレクリエーション拠点として町内外から訪れる人々の憩いの場として親しまれている。

**一 活力ある産業の育成と
暮らしやすさを目指す
まちづくり**

安平町では、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、多くの分野で担い手や後継者の不足が顕在化している課題に対応するため、町の将来像を「育てたい暮らしたい帰りたいみんなで未来へ駆けろまち」と掲げて総合的な施策を展開しているが、経済・産業分野においては、雇用の確保と意欲のある若者の取り組みを応援する支援体制を整え

ながら、若い世代のニーズに対応したまちづくりを推進している。

こうした取り組みを進める中で、町では、人口減少に伴う諸課題の解決には「強い産業づくり」と「雇用の確保」

が何よりも重要と考えており、基幹産業である農業においては、意欲ある新規就農者の育成・確保対策をはじめ、地域ブランド品であるアサヒメロンやカマンベールチーズ等の高品質な農畜産物の生産振興と基盤整備を計画的に推進し、経営力の強化や生産性の向上に取り組んでいる。

また、商工業では、後継者不足の個人商店等を対象とした事業継承者確保対策をはじめ、地元企業の設備投資、恵まれた立地条件を活かした企業の誘致や創業への支援に取

り組むとともに、地域資源を活かした新たな産業創出や農商工の連携による六次産業化の推進などにも取り組みながら、新たな雇用の創出を図っている。

さらには、移住・定住につながる流動人口を確保するため、地域のイメージと認知度を高める戦略的な情報発信を強化するとともに、家族で楽しめる公園「ポッポらんど」を併設した「道の駅あびらD51ステーション」を拠点とし、自然・景観・歴史・食などの魅力ある地域資源の活用により、賑わいの創出と関係人口・交流人口の拡大を図り、選ばれるまちづくりを推進している。

このほか、町では誰もが住み続けたいくなるような快適な住環境や生活基盤の整備をは

じめ、認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を基盤とする子育て支援サービスの充実や一八歳までの医療費無料化等による子育て環境づくりに加え、未来を生き抜く担い手の育成に向けた学校教育の充実、福祉・介護・医療の充実などにも取り組んでおり、目標とする「将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち」の実現を目指している。

**二 経営力強化と
生産性向上を目指した
農業振興**

安平町では、地域の恵まれた自然条件等を生かしながら、水稻や畑作、酪農、肉用牛、軽種馬を中心とした土地利用



アサヒメロン

型農業と、五〇年を超える歴史がある「アサヒメロン」を代表とする高収益型農業を複合的に取り入れた農業を展開している。

また、国内有数の馬産地として軽種馬が生産されており、これまで多くの名馬を産出し、日本の競馬界を牽引する重要な産地に位置付けられているほか、昭和八（一九三三）年

に「北海道製酪販売組合連合会」が日本で初めて大規模なチーズ製造専門工場を町内に設置して以降、国内で本格的なチーズの生産体制が整備されていった歴史があることから、「チーズ専門工場発祥の地」と言われており、その後工場は大手乳業会社の操業に代わったが、昭和六〇（一九八五）年に同社のチーズ部門が十勝管内大樹町の工場に移るまで、長期にわたり国内の主要なチーズ生産基地としての役割を果たしてきた。このため、現在でも町内のチーズ工房においてカマンベール等の高品質なチーズが特産品として生産・販売されており、多くの消費者に支持されている。

こうした中、近年、地域を取り巻く情勢は大きく変化し

ており、国内の人口減少や少子高齢化の進行に加え、世界的な気候変動に伴う食料生産の不安定化、地域紛争等による貿易情勢の変化などに対する計画的な対策が求められている。このため、町では、基幹産業である農業が今後とも持続的に発展していくことができるよう、JAなど地域関係者と連携を図りながら、意欲ある新規就農者の受入体制の充実や優れた担い手の育成・確保、農地の大区画化など計画的な生産基盤の整備を推進するとともに、六次産業化の取り組みにより特色ある地場産品を活用した新たな商品の開発や、規格外の農産物等を利用した加工品の開発などを支援し、生産物の付加価値向上を図っている。特に「道の駅あびらD51ステーション」では、地域食材を活



道の駅あびらD51ステーション

用した持ち帰り料理や焼ききたてのパン、新鮮な農産物、高品質な加工食品などが販売されており、多くの集客に支えられて地域における安定した市場の役割を果たすなど、農業者の所得確保や地域振興に大いに貢献している。

また、町では、経営力の強化と生産性の向上を推進する

ため、新たな品種や栽培技術の導入、ICT技術の活用などスマート農業の導入をはじめ、農薬等の使用量の低減や環境に配慮した効率的な施肥など環境にやさしい持続可能な農業の推進、耕畜連携による地域内資源循環システムの構築を図るとともに、コントラクターや酪農ヘルパー等の支援体制の充実による農作業の効率化、さらには有機農業の産地づくりに向け、生産から消費に至るまでの一貫した取組活動に対する支援など、きめ細かな施策を推進している。

中でも環境保全型農業については、農薬や化学肥料の使用量を慣行農業より五割以上低減する栽培方法に早くから取り組んでいるほか、平成三（一九九一）年に新規就農者

が始めた有機農業に代表される取組みも地域の魅力向上につながっていることから、町では、この取組みを今後のまちづくりに活かすため、令和五（二〇二三）年五月、道内で初めて「地域ぐるみで有機農業に取り組む産地」として国が推奨する『オーガニックビレッジ』を宣言し、有機農業に取り組む農業者の活動を支援するとともに、有機農業による新規参入も活かし、移住・定住を促進している。

現在、有機農業に取り組む農業者は、畑作や稲作、施設園芸、養鶏など多様な経営を営んでいるが、町では有機農業を拡大するため、地域関係者で構成する「安平町農業再生協議会」を推進主体として、新たな品目の試験栽培や先進的な生産技術・資材・作業機

械等の実証試験、生産者向け講習会の開催など、生産段階の課題解決に向けた取組みを支援するとともに、学校給食での利用拡大や消費者向け講習会の開催、新たな加工食品の開発など、需要拡大を図る取組みを支援している。

三地域の農業構造

二〇二〇年の農林業センサスによると、安平町の農業経営体数は二〇三経営体で、一〇年前に比べ一六・五%減少している。経営耕地面積は五一八五haで、一〇年前に比べ一・五%減少している一方、一経営体当たり経営耕地面積は二六・七haで、一〇年前に比べ四・三%増加している。個人経営体の年齢別基幹的農業従事者数は、五年前に比べ六五人減少した三六一人と

表1 農業経営体数、経営耕地面積の推移

区分	単位	2010年	2015年	2020年	増減率 (%)		
					2015/2010	2020/2015	2020/2010
農業経営体数	経営体	243	216	203	△ 11.1	△ 6.0	△ 16.5
うち個人経営体	経営体	222	192	175	△ 13.5	△ 8.9	△ 21.2
うち経営耕地のある経営体数	経営体	229	206	194	△ 10.0	△ 5.8	△ 15.3
経営耕地面積	ha	5,857	5,661	5,185	△ 3.3	△ 8.4	△ 11.5
1経営体当たりの経営耕地面積	ha	25.6	27.5	26.7	7.4	△ 2.9	4.3

なっており、年齢別では七〇歳以上の割合が最も多く、全体に占める割合は二八・〇％となっている。五年前に比べ二九歳未満の従事者数が五人増加しているが、三〇歳代・四〇歳代の従事者数が減少しており、六〇歳以上の割合が全体の約五割を占めている。

経営耕地面積規模別の経営体数は、「一〇～二〇ha未満」が最も多く、次いで「一～五ha未満」、「五～一〇ha未満」となっている。一〇年前に比べ「一ha未満」と「一〇～二〇ha未満」が三割程度減少しているが、その他の階層に大きな増減はない。

農産物販売金額一位の部門別経営体数は、「野菜」が最も多く全体の一五・一％、次いで「肉用牛」が九・六％となっている。一〇年前に比べ

表2 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）

区分	単位	計	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
2015年	人	426	9	34	78	75	104	126
	%	100.0	2.1	8.0	18.3	17.6	24.4	29.6
2020年	人	361	14	25	67	76	78	101
	%	100.0	3.9	6.9	18.6	21.1	21.6	28.0

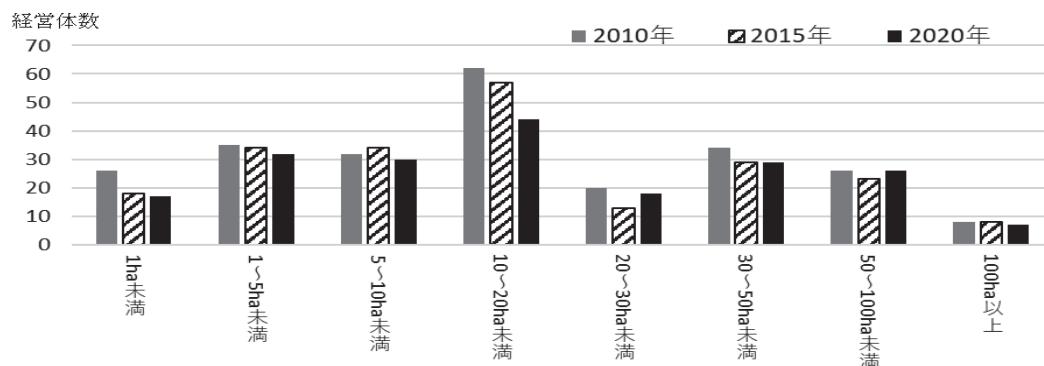


図1 経営耕地面積規模別経営体数

表3 農産物販売金額1位の部門別経営体数（農業経営体）

区分	計	野菜	肉用牛	稲作	雑穀・ いも類・ 豆類	酪農	その他
2010年	440	49	28	29	34	31	269
	100.0	11.1	6.4	6.6	7.7	7.0	61.1
2015年	388	55	27	30	34	26	216
	100.0	14.2	7.0	7.7	8.8	6.7	55.7
2020年	324	49	31	27	22	21	174
	100.0	15.1	9.6	8.3	6.8	6.5	53.7

資料（表1～3、図1）：農林水産省「農林業センサス」
注：四捨五入の関係で、各項目の合計が100％にならないことがある。

「肉用牛」が増加し、「雑穀・いも類・豆類」と「酪農」が減少傾向にある。

四 若い世代に選ばれる まちづくりを目指して

農業や鉄道の要衝として栄えてきた安平町では、昭和三五年（一九六〇）年の一四、四八五人をピークに、少子高齢化や国鉄分割民営化、社会情勢の変化による産業の衰退などを原因として人口減少が続いている。また町民からは「若い人がいなければ、安平町に未来はない」という厳しい声もあり、町ではこうした課題を解決していくためには、雇用の確保と意欲ある若者を応援する支援体制を整え、現在ある地域の財産を次世代に継承しながら、持続的に発展し続けることができる若い世

代のニーズに対応したまちづくりが重要と考えている。

このため、町では「子育て」や「教育」を最優先の少子高齢化対策と位置付け、住宅建設等への支援をはじめとした移住・定住対策と組み合わせ、地域産業の振興や地理的立地条件を活かした企業の誘致、地域資源を活用した新たな産業の創出、空き家等を活用した起業や創業支援に加え、人材育成・確保、若者の町内企業への就労支援や元気なシルバー世代の働く場づくりなどにも取り組んでいる。近年では、町全体の人口は減少傾向にあるが、主に軽種馬生産農場における外国人労働者の増加や、令和五（二〇二二）年四月に開校した小学校から中学校までの一貫教育を行う町

立早来学園への入学者とその家族の移住などにより、転出者よりも転入者が多い「社会増」の状況が続いている。

また、地域を牽引する役割を担う農業においては、町が地域関係者と連携強化し、農家後継者への支援をはじめ、就農相談から移住・就農研修・就農に至るまでの期間を総合的に支援する新規就農者対策を実施するとともに、農地や雇用の受け皿となることが期待される農業経営の法人化を推進し、意欲ある若者の就農を促している。

さらには、新たな雇用創出につなげるため、地域の農畜産物をふるさと納税制度の返礼品に活用する取り組みや、「道の駅あびらD51ステーション」での販路拡大、アサヒメロンやチーズなどの地域

ブランド品を活用した新たな特産品開発、農商工連携による有機野菜等の農畜産物の地域ブランド化に向けた六次産業化なども推進している。

安平町では、こうした総合的な施策を戦略的に展開し、基幹産業である農業の活性化をはじめ、子育て世代に選ばれる、生涯住み続けることができるまちの実現を目指して取り組んでおり、今後とも時代の変化に対応しながら持続的に発展していくことが期待される。

安平町役場の皆様には、取材への対応などに多大なるご協力をいただきました。誌面を借りて御礼申し上げます。

特別研究員 瀬川辰徳

令和7年度事業の報告を終えました

(令和8年1月～3月)

■北海道農業公社委託事業の研究班会議

(1月16日)

異なる営農類型、地域での第三者継承の実情について情報共有し、今後の調査研究の方向性や初年度の中間報告について協議しました。

■北海道農産物協会委託事業の研究班会議

(1月19日)

気象変動が農産物の生育と流通などに及ぼす影響について、中間報告以降の調査結果について共有し、初年度の報告書作成に向けて内容を協議しました。

■ホクレン委託事業に関する報告

(1月22日)

営農支援センターからのスマート農業技術の活用実態調査に関して、中間報告以降に実施した海外における活用事例の調査結果も含めて最終報告しました。

■北海道農業公社委託事業に関する現地調査

(1月28～30日、2月2日、17日)

足寄町、羽幌町、せたな町において、第三者継承による新規参入者に対する支援体制や継承のプロセスで生じている課題などについて現地調査を行いました。

■「わがマチの自慢」の取材

(2月10日)

安平町において農業や地域の振興などに係る政策や取組みについて取材しました。

■農業総合研修会の開催

(2月16日)

日本国際学園大学 荒幡克己教授をお招きし、「令和米騒動の要因分析と今後の対策」と題してご講演いただき、四八名の聴講がありました。

■ホクレン委託事業に関する報告

(2月26日)

ホクレンてん菜業務部からのでん菜安定生産、生産性向上に
関して、中間報告以降に調査した後志管内の結果を追加して、
最終報告を行いました。

■北海道農業公社委託事業の研究班会議

(2月27日)

道内各地における第三者継承の実情についての初年度調査結
果を委託元に報告するとともに、今後の調査研究の方向性など
について協議しました。

■令和七年度第五回理事会の開催

(3月10日)

■令和七年度参与会

(3月12日)

令和七年度の事業概要や自主研究「みどりの食料システム戦
略に対応した新しい農業の潮流」について報告し、意見交換しま
した。

■北海道農産物協会委託事業の結果報告

(3月19日)

気象変動が農産物の生育と流通などに及ぼす影響について
取りまとめ、委託元に初年度の報告を行いました。

当研究所は地域農業の振興を地域の視点から独自に研究を進めています。また、道・市町・農業団体が行う地域農業振興計画樹立や診断業務について、積極的に支援するシンクタンクとしての役割も担っています。

北海道の基幹産業である農業の振興と地域産業の発展に寄与し、あわせて生産者と消費者の交流にも貢献することを目的として調査研究を行っております。

地域農研

一般社団法人
北海道地域農業研究所

- 道内の産・学・官の力を結集した実践的研究機関です
- 北海道農業振興のシンクタンクの機能をもっています
- 研究者・実務者など多数の協力研究員がいます
- 豊富な研究員の協力のもとテーマ毎にプロジェクトを編成し調査研究しています
- 地域農業振興や産業発展をめざす各種機関・団体の活動を支援しています
- 地域と密接に連携協働し地域農業振興の支援事業を行っています
- 情報ニーズを踏まえた研究成果やデータ資料の整備を行っています

人事異動

<退任>

専任研究員

星野 愛花里

(12月31日付)

編集 後記

新年度が四月からの理由は、日本の企業の七割の決算時期が三月末であることからですが、では、入学式が四月の理由は何故でしょう。

明治維新の時に、海外で一般的だった九月入学にした経緯

があります。その後、明治一九年に四月入学に変更されました。徴兵検査を受ける届出期日が四月一日になったため、優秀な人材が軍にいつてしまうという理由から四月入学に変更したという説があるようです。海外ではアメリカをはじめとして今でも九月入学が主流のようです。

これは、七〜八月が農作業の繁忙期となるため、落ち着く九月頃であれば学校に行く事が出来るという名残と言われています。農作業が暮らしと密着していたのですね。

さて、今号では、一月に実施した農業総合研修会で、国際学園大学・荒幡克己教授に講

演をいただいた内容を載せています。

令和の米騒動の要因について、先生の「専門の統計学的側面から客観的に分析され、その対策も述べておられました。

流通の段階で滞留し価格が上がったのではなく、そもそも離農による生産減少や高温による歩留まりの低下などが主な要因であることを、具体的な数値や図表で説明いただきました。

対策の方向性についても、国際比較をしながら、事例を基に中長期的な視野で、直接支払などでの米農家の収入安定を目指すことや輸出、生産基盤の維持などに言及されていました。

新年度、当研究所も、激しく変化する時代・環境に即応できる対応力を強化し、シンクタンクとして北海道農業や地域振興に寄与する調査研究や情報発信活動を継続して行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局長・今野貴紹)

「地域と農業」第141号

発行：一般社団法人 北海道地域農業研究所

〒060-0806

札幌市北区北6条西1丁目4番地2

ファーストプラザビル7階

☎ 011 (757) 0022

Fax 011 (757) 3111

HP : <https://www.chiikinouken.or.jp>

E-mail : office47@chiikinouken.or.jp

Meat Packer Incorporation

安全・安心な食肉を
真心こめて
全道5工場から
全国の皆様へ
お届けします。



株式会社 北海道畜産公社

代表取締役社長 楠木 隆人

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 共済ビル3階
TEL (011) 242-4129 FAX (011) 242-2929

電 子 化 の ス ス メ

電子化とは、資料や書類をスキャンして電子データ化することです。汚したり、無くしてしまったりする前に、電子化することをオススメします。

電子化する メリット

- ◎会社や学校のサーバーへ置けば、いつでも閲覧・ダウンロードが可能。
- ◎大切な資料や本の破損・紛失対策に！
- ◎パスワードによる閲覧・編集・コピー制限も可能。
- ◎文字検索が素早く可能！
- ◎置き場所の整理に！



- 本を分解して電子化したあとに再製本して本をお返しすることもできます。

廃棄処分も可能です



- 印刷会社なので電子化した後に印刷(増刷)もできます。
- 少数の印刷製本も可能！



北海道印刷企画株式会社
064-0811 札幌市中央区南11条西9丁目3番35号

TEL(011)562-0075
URL: <http://www.hpp-c.jp/>
E-mail: info@hpp-c.jp



北海道カラーユニバーサルデザイン機構会員

おいしい顔って、 無敵なのだ。



おいしいものを食べて弾ける、この笑顔。

これこそ、世界共通のシアワセ、ゼツタイ最強！

ホクレンもこの笑顔をめざして

北海道の農畜産物をお届けしています。

北海道のおいしさには、

雪がもたらす豊かな水と、爽やかな夏、

昼夜の寒暖差のある気候と、どこまでも続く大地。

そして、農家さんの情熱が、

ギュッと詰まっているんです。

さあ、安全でおいしい

北海道を食べて、 シアワセになろう。

つくる人を幸せに、食べる人を笑顔に

